

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和1年6月28日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>市町村は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>【業務全体概要】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税のうち市税の賦課徴収に関する事務</p> <p>【個人住民税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 2 課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 3 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 4 扶養控除等の是正調査、未申告調査を行う。 5 証明書の交付申請に基づき所得・課税証明書を交付する。 <p>【固定資産税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 償却資産申告書を作成し、送付する。 2 登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 3 固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 4 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 5 現況確認調査、未申告調査を行う。 6 証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 <p>【軽自動車税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 2 賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 3 市外転出者や死亡者について調査を行う。 4 証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。 <p>【事業所税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所税申告書を作成し、送付する。 2 事業所税申告書を受付し、管理する。 3 更正、減免、不均一課税及び決定について、更正決定内容を通知する。 4 現況確認調査、未申告調査を行う。 <p>【収納・滞納】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 2 納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、滞納整理を行う。 3 証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称

市税総合情報システム

②システムの機能

【宛名・共通】

- 1 宛名照会機能
住登住民, 住登外者, 共有者, 事業所の宛名情報を照会する機能。
- 2 住登外者の登録・更新機能
住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。
- 3 法人の照会・登録・更新機能
法人事業所の名称・所在地及び法人番号等基本的な情報の登録・更新機能。
- 4 送付先, 連絡先, 特宛人, 通称名の照会・登録・更新機能
送付物の送付先, 連絡先, 特宛人, 通称名について, 照会・登録・更新を行う機能。
- 5 関連宛名設定機能
宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について, 同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。
- 6 利用者ID対応づけ機能
電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。
- 7 住基連携機能
住民基本台帳システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住登住民の個人番号はこの機能で取得する。
- 8 個人番号照会・登録・更新機能
住登住民の個人番号の照会, 住登外者の個人番号の照会・登録・更新を行う機能。
- 9 同一人チェック機能
氏名などの情報をもとに, 宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する機能。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。
- 10 運用管理機能
保存期間を経過した宛名を削除する機能。

【個人住民税】

- 1 当初課税準備機能
給与支払報告書総括表, 住民税申告書を作成する機能。
- 2 課税資料登録機能
登録された課税資料のチェック, 各種チェックリストを作成する機能。
- 3 賦課決定・更正機能
複数の課税資料の併合処理を行い, 賦課決定・賦課更正の通知書を作成する機能。
- 4 通知書返戻情報管理機能
郵便不着により返戻された通知書を管理し, 再送付, 公示送達業務を支援する機能。
- 5 調査機能
扶養控除等の是正調査, 未申告調査のためのチェックリストを作成する機能。
- 6 各種帳票出力機能
課税証明書等の帳票を発行する機能。

【固定資産税】

- 1 償却資産申告書作成機能
償却資産申告書を作成する機能。
- 2 課税台帳管理機能
申告や通知に基づく土地・家屋・償却資産の課税台帳情報を登録, 更新する機能。
- 3 賦課決定・更正機能
土地, 家屋, 償却資産を名寄せし, 賦課データを作成し, 通知書を作成する機能。
- 4 通知書返戻情報管理機能
郵便不着により返戻された通知書を管理し, 再送付, 公示送達業務を支援する機能。
- 5 各種帳票出力機能
課税証明書等の帳票を発行する機能。

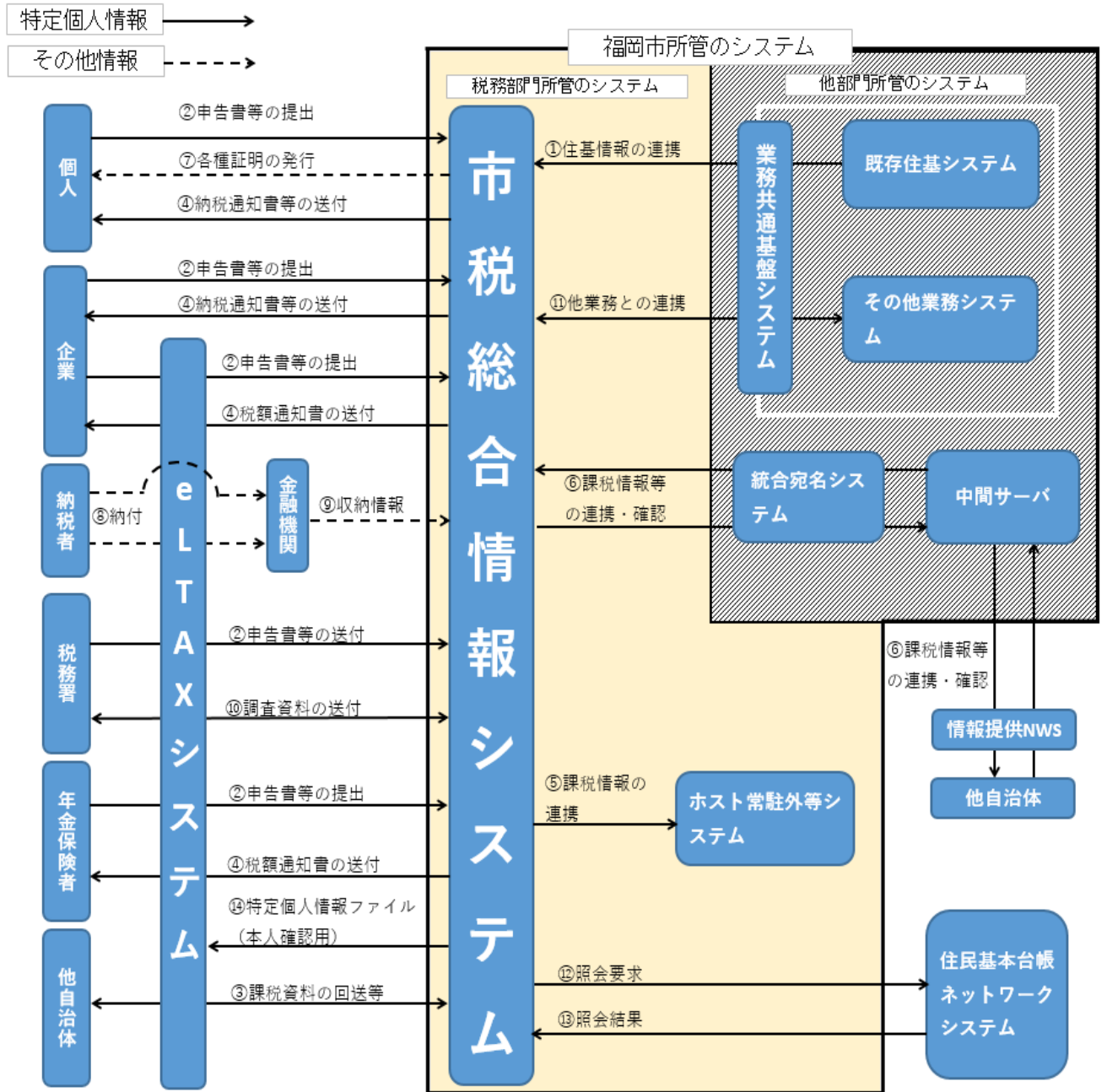
	<p>【軽自動車税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 課税資料登録機能 軽自動車税申告書の内容を基に所有者情報、使用者情報、車両情報を登録する機能。 車両異動機能 廃車、名義変更、番号変更等車両台帳の修正を行い、異動通知書を作成する機能。 賦課更正機能 減免、課税保留等の入力を行い、賦課更正した内容の通知書を作成する機能。 当初賦課機能 賦課期日時点の車両に対し賦課決定し、納税通知書を作成する機能。 通知書返戻情報管理機能 郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。 調査機能 定置場移転(市外転出)、継続検査未了、所有者死亡の車両を抽出する機能。 各種帳票出力機能 納税証明書等の帳票を発行する機能。 <p>【事業所税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業所税申告書作成機能 事業所税申告書を作成する機能。 申告書登録機能 確定申告、決定、修正申告、更正、更正請求処理を行う機能。 <p>【収滞納】</p> <ol style="list-style-type: none"> 収納管理機能 賦課情報の取り込み・入金情報を管理する機能。 還付充当機能 過誤納金を還付充当する機能。 督促催告機能 督促状、催告書を作成する機能。 返戻公示機能 返戻された督促状の調査を行い、再送付、公示送達業務を支援する機能。 滞納整理支援機能 調査・照会等による財産情報等を管理する機能。 滞納処分に関する書類の作成・処分情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ホスト常駐外等システム, 業務共通基盤システム)</p>
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 電子申告データの審査と管理 電子申請・届出データの審査と管理 電子申告データ等の課税資料データの連携 特別徴収税額通知データの連携 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送 国税連携データの受信 番号法に基づく本人確認機能
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能 各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能 他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能 符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能 対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インタフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	業務共通基盤システム
②システムの機能	1 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 2 運用管理機能 システム監視, 稼働記録(ログ)管理, ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (各業務システム)
システム6	
①システムの名称	ホスト常駐外等システム
②システムの機能	1 市税総合情報システム停止時等における証明発行機能。 2 常駐年度を経過した法定保存対象データの保存及び検索機能。 3 個人市民税課税資料イメージデータの検索機能。 4 課税台帳等照会機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
市税総合情報システムファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 課税資料等に個人番号が記載されるとともに、市が送付する納税通知書等に個人番号を記載する必要がある。 本人確認の際に個人番号を確認する事務が求められる。 他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の連携を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	<ol style="list-style-type: none"> 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)を省略できる。 行政事務の効率化及びより公平で正確な税負担の実現 市が保有する各種所得情報について、正確かつ効率的に名寄せを行うことができる。 情報提供ネットワークシステムを活用することにより、他市町村に居住する被扶養者の所得等の確認や障がい者減免の適用のための障がいの等級確認等の面において、事務負担の軽減が可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第1項第7号及び第8号並びに別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡市財政局税務部税制課, 納税企画課, 課税企画課
②所属長の役職名	税制課長, 納税企画課長, 課税企画課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 業務共通基盤システムを経由して、既存住基システムより住民データを取得する。
- ② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が提出される。
- ③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。
- ④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に納税通知書を送付する。
- ⑤ ホスト常駐外等システムに課税情報を連携する。
- ⑥ 統合宛名システムに課税情報を連携するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて他自治体の課税情報等を確認する。
- ⑦ 個人から税に関する各種証明書の申請があった場合に、各種証明書を交付する。
- ⑧ 納税者が金融機関や電子納税システムなどにより市税の納付を行う。
- ⑨ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。
- ⑪ 業務共通基盤システムを経由して、課税情報等を他業務システムへ移転する。また他業務システムからの賦課決定に必要な情報を入手する。
- ⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。
- ⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。
- ⑭ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eL TAXシステムへ格納する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市税総合情報システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	1 賦課徴収事務における本人確認のため 2 納税通知書等への個人番号出力のため 3 所得及び控除情報, 扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号：本人確認、課税資料等の名寄せのために必要。 その他識別情報(内部番号)：個人番号との紐付のために必要 4情報：課税権の確認、本人確認、課税資料等の名寄せのために必要 連絡先、その他住民票関係情報：賦課徴収に関する調査に基づく連絡のために必要 国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報：個人市県民税の税額の算定等のために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	福岡市財政局税務部税制課・納税企画課・課税企画課・納税管理課・特別滞納整理課・法人税務課・資産課税課、各区役所市民部課税課・納税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局区政課, 保健福祉局保護課・国民健康保険課・医療年金課・介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁, 年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構(他市町村, 都道府県)) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者, 一般社団法人全国軽自動車協会連合会福岡事務所) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム, 住民基本台帳ネットワークシステム)								
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時 2 連絡先等情報: 随時 3 業務関係情報: ・ 課税資料: 随時(各業務の提出期限までに提出された都度) ・ 国税関係情報: 1月～4月にかけて12回(当初), 4月～12月まで毎月2回 ・ 地方税関係情報: 毎月1回 ・ 医療保険関係情報: 年1回, 1月 ・ 生活保護・社会福祉関係情報: 年1回, 1月 ・ 介護保険関係情報: 年1回, 1月 ・ 年金関係情報: 毎月1回 ・ 軽自動車情報: 毎月2回								
④入手に係る妥当性	市税の賦課決定及び賦課更正のため, 法令等の範囲内で申告等の課税資料を収集する必要がある。また, 申告内容等の確認が必要になれば, 税務調査により情報を収集する必要がある。								
⑤本人への明示	各種課税資料の入手については, 地方税法第45条の2及び第317条の2(申告書の提出義務), 同法第317条の6第1項(給与支払報告書の提出義務), 同法同条第4項(公的年金等支払報告書の提出義務)等に規定されている。なお, 情報提供ネットワークシステムによる入手については, 番号法の別表第2の27の項において規定されている。								
⑥使用目的 ※	適正かつ公平な課税の実現のため, 課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。また, 各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のために利用する。								
変更の妥当性	-								
⑦使用の主体	使用部署 ※	福岡市財政局税務部税制課・納税企画課・課税企画課・納税管理課・特別滞納整理課・法人税務課・資産課税課, 各区役所市民部課税課・納税課							
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	1 業務全般 本人確認を行う際に個人番号を使用する。 2 申告書等受付業務 納税義務者(代理人)より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し, 未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 3 賦課決定・賦課更正業務 納税通知書等に個人番号を出力し, 納税義務者へ送付する。 4 調査業務 生活保護受給情報, 障がい者情報, 所得情報, 扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い, 非課税判定, 扶養控除の是正等を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養控除関係情報, 所得情報の提供に対応できるよう, 照会用データを統合宛名サーバに記録する。								
情報の突合 ※	個人番号と内部識別番号を紐付けて使用する。								
情報の統計分析 ※	国の求めによる統計調査や, 調定額, 納税義務者数の統計分析は行うが, 特定の個人を判別し得るような統計は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	市税の賦課決定及び賦課更正, 減免の決定 市税の還付, 充当及び滞納者に対する滞納処分								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	市税総合システムのバックアップ媒体(LTO媒体)保管

委託事項3		ソフトウェアサポート業務委託
①委託内容		市税総合情報システムの運用支援及びシステム改修作業等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において, そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (既存市税総合情報システム内)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		富士通株式会社九州支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から, 再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ, 再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は, 以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称, 所在地, 連絡先電話番号が, 正確に記載されていること。 ・ 再委託が, 業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して, 契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	市税総合情報システムの保守・改修業務の一部

委託事項4		福岡市税証明郵送請求センター管理運営業務
①委託内容		福岡市税証明郵送請求センターの管理運営業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	税証明及び照会文書発行業務委託において, 誤った税証明及び回答を発行しないため, 特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (福岡市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		福岡市納税お知らせセンター管理運営業務委託
①委託内容		電話等による市税納付案内業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税滞納整理対象者
	その妥当性	滞納情報確認や折衝記録入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (福岡市の指定する場所におけるシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社NTTマーケティングアクト
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		データエントリー業務
①委託内容		給与支払報告書, 市県民税申告書, 確定申告書等のデータエントリー
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等の一部
	その妥当性	電算処理業務のために各種資料の情報を電子データに変換する必要がある, 特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		NDSデータソリューションズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		eLTAXに係るASPサービス運用業務委託
①委託内容		地方税ポータルセンターが提供する電子申告及び国税連携の機能を、LGWAN回線を用いてASPサービスとして提供する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXシステムを利用して電子データで申告等を行う者。
	その妥当性	地方税ポータルシステムとの連携及び、当該連携に係るサーバ等の保守管理を行う上で、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	ASPサービス利用における現地等対応作業、問合せ対応。

委託事項8		ホスト常駐外等システムの保守・運用業務委託
①委託内容		常駐外等システムの運用支援及びシステム改修作業等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システムの運用や改修を行う過程において, そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (既存の常駐外等システム内)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 オリズン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者
	その妥当性	システムの運用を行う過程において, そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (既存の共通基盤システム内)
⑤委託先名の確認方法		福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から, 再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ, 再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は, 以下の内容を確認する。 ・再委託先の名称, 所在地, 連絡先電話番号が, 正確に記載されていること。 ・再委託が, 業務の一部分かつ専門的な作業であること。 ・再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・全部又は大部分の再委託でないこと。 ・再委託する作業内容に関して, 契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (7) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (22) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	市税賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	給与所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号, 地方税法第321条の4第1項
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収義務
③提供する情報	給与所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXシステム)
⑦時期・頻度	・特別徴収当初課税通知 年1回(5月) ・変更通知 変更等の発生の都度(随時)

提供先3	日本年金機構, 年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号, 地方税法第321条の7の4第1項
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収義務
③提供する情報	年金所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金所得に係る特別徴収の対象となる納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXシステム)
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月), 年金特別徴収中止の通知(毎月), 年金特別徴収税額変更通知(毎月)
提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号
②提供先における用途	国税の賦課徴収
③提供する情報	国税に関する調査に関し, 参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	番号法第19条第1項第8号で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	番号法第19条第1項第8号で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先7	地方共同法人地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号, eLTAXシステムにける識別番号(納税者ID), ファイル区分(登録, 削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[1万人未満]</div> <div style="font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に対して電子申告等を行った者のうち, 本市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 100%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)</div> </div>
⑦時期・頻度	随時

移転先1	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民健康保険法第113条の2	
②移転先における用途	1 国民健康保険料の所得割の基礎となる市民税額及び保険料の減額, 調整交付金, 国保税に関する調の資料となる所得額の把握 2 高額療養費の高額所得者判定, 国保実態調査及び国保医療給付実態調査での所得及び課税状況の確認及び標準負担額減額認定の判定のため	
③移転する情報	本人の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	月次	
移転先2	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民年金法第108条	
②移転先における用途	1 国民年金保険料の免除申請事務的的確な審査のため 2 国民年金受給権者(障害, 遺族各基礎年金及び老齢福祉年金)の現況届(定時届)に係る受給権者と老齢福祉年金受給権者の配偶者及び扶養義務者の所得等額調査	
③移転する情報	本人の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度	月次	

移転先3	こども未来局こども部こども家庭課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童手当法第28条, 児童扶養手当法第30条, 特別児童手当等の支給に関する法律第37条
②移転先における用途	1 児童手当の支給認定に係る受給資格(所得限度額)の確認 2 児童扶養手当の支給認定に係る受給資格(所得限度額)の確認 3 特別児童扶養手当の支給認定に係る受給資格(所得限度額)の確認
③移転する情報	市県民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先4	保健福祉局総務部保護課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 生活保護法第29条・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条
②移転先における用途	1 被保護者及び支援給付対象者に係る前年度の収入(所得)の種類, 金額等の把握
③移転する情報	本人及び扶養義務者の賦課情報及び資産の保有情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次

移転先5	総務企画局人事部人事課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童手当法第28条
②移転先における用途	1 福岡市職員の児童手当認定事務
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先6	保健福祉局高齢社会部介護保険課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 介護保険法第203条
②移転先における用途	1 介護保険制度に係る保険料の算定及び介護給付費支給決定
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先7	保健福祉局高齢社会部事業者指導課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 老人福祉法第36条, 老人福祉法施行令第6条第2号
②移転先における用途	1 養護老人ホーム入所措置の要否判定 2 養護老人ホームの入所(扶養義務)者の措置費用負担金(費用徴収基準月額)の算定
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先8	保健福祉局生活福祉部保険医療課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	・ひとり親家庭等医療費助成及び重度障がい者医療費助成の資格認定時及び更新時における市民税の課税・非課税判定及び所得額, 控除額, 扶養親族等の確認 ・高額療養費(医療費)請求時における市民税の課税・非課税判定, 及び所得額の確認
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, その他賦課情報がある者のうち上記の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先9	こども未来局子育て支援部運営支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 私立幼稚園就園奨励費及び第3子優遇事業対象園児の補助額の決定
③移転する情報	本人及び配偶者の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先10	こども未来局子育て支援部運営支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 保育料(階層)の決定に必要な所得金額等の把握
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先11	保健福祉局高齢社会部介護保険課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 おむつサービス事業に係るサービス受給の可否決定及び費用負担算定等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先12	保健福祉局障がい者部障がい企画課, 障がい支援課, 障がい福祉課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 障がい在宅(ガイドヘルパー等)に係るサービス受給の可否及び費用負担金等算定等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先13	保健福祉局障がい者部障がい企画課, 障がい支援課, 障がい福祉課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 障がい施設(身体・知的障害者施設入所)に係る費用負担金等算定等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先14	こども未来局こども部こども発達支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 障がい在宅(ガイドヘルパー等)に係るサービス受給の可否及び費用負担金等算定等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先15	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 高齢者の医療の確保に関する法律第138条
②移転先における用途	1 後期高齢者医療制度に係る保険料の賦課基礎並びに保険料の減額, 調整交付金等の算定
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先16	こども未来局こども総合相談センターこども支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 児童福祉施設・障がい児施設入所負担金の算定及び給付決定等
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次

移転先17	保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 自立支援医療受給者の医療費負担上限額の決定等
③移転する情報	本人及び世帯全員の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先18	こども未来局こども部こども発達支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 小児慢性特定疾病医療費支給の認定及び変更の認定事務のうち, 自己負担上限月額 of 階層の決定
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19	こども未来局こども部こども発達支援課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 自立支援医療(育成)の支給認定にの申請に係る事実についての審査に関する事務等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	保健福祉局健康医療部保健予防課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく費用負担等の支給の申請に係る自己負担額の認定等
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先 21	保健福祉局健康医療部保健予防課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 予防接種法に基づく給付の支給の請求に係る給付額の算定
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先 22	保健福祉局健康医療部保健予防課
①法令上の根拠	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費(指定難病)の支給認定
③移転する情報	本人の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><市税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. データセンター施設入口の関係者チェック 2. データセンター入口のセキュリティゲート 3. サーバー室入口の電子錠 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 <ul style="list-style-type: none"> ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。 <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。 3 サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>地方税法第17条の5に規定 地方税の賦課徴収事務に使用している間保管する。</p>												
③消去方法		<p><市税総合情報システムにおける措置></p> <p>システム上の保有年限を超えた賦課徴収のデータをバッチ処理により定期的に削除を行う。また、賦課徴収のデータが存在しない宛名等のデータについて、バッチ処理により定期的に削除を行う。</p> <p>ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 申告書等紙媒体についても、内部で定められた期間を保存したのちシュレッダー処理を行う。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(共通宛名)

日付、時刻、宛名採番区分、最終宛名コード、宛名コード、履歴番号、氏名カナ、氏名漢字、通称名カナ、通称名漢字、名カナ、名漢字、氏名オーバーフロー有無、通称名オーバーフロー有無、氏名利用区分、性別区分、生年月日、個人区分、国籍コード、住民コード、住所コード、住所編集コード、住所漢字、方書漢字、郵便番号、住所区分コード、住民となった年月日、住民となった事由コード、住民でなくなった年月日、住民でなくなった事由コード、世帯コード、世帯連番、続柄コード、氏名異動フラグ、住所異動フラグ、個人異動理由コード、個人異動事由コード、異動年月日、届出年月日、所属コード、職員番号、郵便情報フラグ、郵便情報異動年月日、使用禁止フラグ、使用禁止異動年月日、支所コード、校区コード、前住所コード、前住所漢字、前住所方書漢字、前住所郵便番号、在留資格コード、組織区分、前後区分、事業所名称カナ、事業所名称漢字、本支店名称カナ、本支店名称漢字、事業所名称オーバーフロー有無、本支店名称オーバーフロー有無、事業所区分、本支店区分、事業所グループコード、所在地コード、所在地編集コード、所在地漢字、登録年月日、事業目的コード、名称異動フラグ、所在地異動フラグ、事業所グループコード異動フラグ、異動理由コード、共有者氏名カナ、共有者氏名漢字、共有者氏名オーバーフロー有無、共有者数、構成員登録状況区分、個法区分、代表者宛名コード、代表者宛名コード異動フラグ、利用業務コード、送付先連番、送付先履歴番号、送付先区分、送付先名称カナ、送付先名称漢字、特宛人宛名コード、送付先編集区分、開始理由コード、開始年月日、終了理由コード、終了年月日、住記連動フラグ、保護フラグ、送付先電話番号、送付先内線番号、管区コード、連絡先連番、連絡先区分、電話番号、内線番号、FAX電話番号、連絡先名称、開始異動年月日、終了異動年月日、引継情報連番、引継情報内容、処理区分、開始情報入力職員番号、終了情報入力職員番号、関連相手先宛名コード、最新宛名コード、関連事由コード、納付方法、口座連番、口座区分、納付種別、金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字、納税組合番号、期別、終了期別、口座通知済フラグ、受付連番、申込年月日、連番、世帯履歴フラグ、世帯減フラグ、世帯員宛名コード、世帯員宛名基本履歴番号、世帯異動事由コード、世帯異動年月日、世帯届出年月日、氏名名称カナ、氏名名称漢字、連動処理年月日、連動処理時間、連動処理端末名、続柄グループレベル、住民区分、永住者区分コード、現住所コード、現住所編集コード、現住所漢字、現方書漢字、現郵便番号、現住所区分コード、前住所編集コード、前方書漢字、前郵便番号、前住所区分コード、個人異動年月日、個人届出年月日、個人増異動事由コード、個人増異動年月日、個人増届出年月日、個人減異動事由コード、個人減異動年月日、個人減届出年月日、旧世帯コード、旧住民コード、宛名連動有無フラグ、連動未更新理由コード、住民票コード、届出区分、付番宛名コード、受付番号、氏名フラグ、生年月日フラグ、性別フラグ、続柄フラグ、住民日フラグ、住民でなくなった日フラグ、増情報フラグ、減情報フラグ、住定事由フラグ、住所フラグ、受理通知フラグ、禁止区分、エラーフラグ、併記名カナ、併記名漢字、住外区分、異動前個人異動事由コード、消除フラグ、マイナンバー個人番号、マイナンバー付番年月日、前マイナンバー個人番号、個人番号チェックバイト、証明書種類コード、発行制限条件コード、設定日、設定日入力者所属コード、設定日入力者職員番号、解除日、解除日入力者所属コード、解除日入力者職員番号、車両番号、設定理由コード、解除理由コード日付、基本最終履歴番号、基本履歴有無フラグ、共通送付先有無フラグ、業務送付先有無フラグ、特宛人有無フラグ、被特宛人有無フラグ、連絡先有無フラグ、引継情報有無フラグ、関連宛名有無フラグ、振替口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、給付口座有無フラグ、納組有無フラグ、共有有無フラグ、世帯有無フラグ、共有構成員有無フラグ、発行禁止有無フラグ、氏名外字フラグ、通称名外字フラグ、旧宛名判定区分、旧宛名コード、関連フラグ1、関連フラグ2、関連フラグ3、関連フラグ4、関連フラグ5、関連フラグ6、関連フラグ7、関連フラグ8、関連フラグ9、関連フラグ10、関連フラグ11、関連フラグ12、関連フラグ13、関連フラグ14、関連フラグ15日付、年度、関連フラグ15、連携日付、連携時刻、業務コード、連携区分、連携連番、連携異動事由、連動未更新理由、個人連携区分、事業所連携区分、共有者連携区分、送付先連携区分、連絡先連携区分、基本-異動処理日付、基本-異動処理時刻、基本-宛名コード、基本-氏名カナ、基本-氏名漢字、基本-通称名カナ、基本-通称名漢字、基本-一名カナ、基本-一名漢字、基本-住所コード、基本-住所編集コード、基本-住所漢字、基本-一方書漢字、基本-郵便番号、基本-組織区分、基本-前後区分、基本-登録日、基本-名称異動フラグ、基本-所在地異動フラグ、基本-異動理由コード、基本-異動年月日、基本-届出年月日、基本-職員番号、基本-郵便情報フラグ、基本-郵便情報異動年月日、基本-使用禁止フラグ、基本-使用禁止異動年月日、個人-世帯コード、個人-氏名利用区分、個人-性別区分、個人-生年月日、個人-個人区分コード、個人-国籍コード、個人-住民コード、個人-住所区分コード、個人-個人異動事由コード、個人-続柄コード、個人-住民となった年月日、個人-住民となった事由コード、個人-住民でなくなった年月日、個人-住民でなくなった事由コード、個人-在留資格コード、事業-事業所区分、事業-本支店区分、事業-事業所グループコード、事業-事業目的コード、事業-事業所グループコード異動フラグ、共有-共有者数、共有-構成員登録状況区分、共有-個法区分、共有-代表者宛名コード、共有-代表者宛名コード異動フラグ、送付-利用業務コード、送付-送付先連番、送付-送付先区分、送付-送付先名称カナ、送付-送付先名称漢字、送付-特宛人宛名コード、送付-送付先編集区分、送付-住所コード、送付-住所編集コード、送付-住所漢字、送付-一方書漢字、送付-郵便番号、送付-開始理由コード、送付-開始年月日、送付-終了理由コード、送付-終了年月日、送付-異動年月日、送付-郵便情報フラグ、送付-郵便情報異動年月日、送付-使用禁止フラグ、送付-使用禁止異動年月日、送付-電話番号、送付-内線番号、送付-管区コード、連絡-利用業務コード、連絡-連番、連絡-区分、連絡-電話番号、連絡-内線番号、連絡-FAX番号、連絡-連絡先名称、連絡-開始理由コード、連絡-開始年月日、連絡-終了理由コード、連絡-終了年月日、連絡-異動年月日、連絡-使用禁止フラグ、連絡-使用禁止異動年月日、連絡-管区コード、フラ-旧宛名判定区分、フラ-旧宛名コード、関連-関連相手先宛名コード、関連-最新宛名コード、関連-関連事由コード、エラー-基本住所エラーフラグ、エラー-組織区分エラーフラグ、エラー-前後区分エラーフラグ、エラー-基本異動理由エラーフラグ、エラー-個人異動事由エラーフラグ、エラー-事業所区分エラーフラグ、エラー-本支店区分エラーフラグ、エラー-事業所グループエラーフラグ、エラー-個法区分エラーフラグ、エラー-代表者宛名エラーフラグ、エラー-特宛人エラーフラグ、エラー-送付住所エラーフラグ、エラー-旧宛名コードエラーフラグ、エラー-エラーフラグ14、エラー-エラーフラグ15、エラー-エラーフラグ16、エラー-エラーフラグ17、エラー-エラーフラグ18、エラー-エラーフラグ19、エラー-エラーフラグ20、連動-旧連動情報レコード、連動日付、連動時刻、住所区分、本籍漢字、筆頭者漢字、区コード、納税者ID、最終履歴番号、利用者ID、受付日時、端末ID、利用届出異動事由、利用届出異動年月日、管理-構成管理情報版番号、管理-受付行政機関ID、管理-手続ID、管理-手続名称、属性-申告書様式ID、属性-申告書様式名称、手続-業務区分、手続-税務事務所コード、手続-所属コード、手続-受付行政機関名称、手続-税目区分、手続-作成区分、手続-利用者ID、手続-利用日、手続-税目情報格納日時、様式-他有、様式-利用届出受付日時、様式-利用届出受付番号、様式-法人個人区分、様式-法人格、様式-法人格名、様式-前後区分、様式-氏名法人名称フリガナ、様式-氏名法人名称、様式-本支店区分、様式-事業所フリガナ、様式-事業所名、様式-郵便番号、様式-住所コード、様式-住所所在地、様式-ビルマンション名など、様式-電話番号1、様式-電話番号2、様式-FAX番号、様式-連絡先e-Mail、様式-代表者資格、様式-代表者資格名、様式-代表者氏名フリガナ、様式-代表者氏名、様式-代表者郵便番号、様式-代表者住所コード、様式-代表者住所、様式-代表者ビルマンション名、様式-代表者電話番号、様式-代表者FAX番号、様式-照会番号、様式-送付先郵便番号、様式-送付先住所コード、様式-送付先住所、様式-送付先ビルマンション名、様式-送付先所属役職など、様式-送付先氏名、様式-代理人属性、様式-証明書認証局区分、様式-証明書氏名、様式-証明書住所、様式-証明書発行元認証局、様式-証明書シリアルNo、様式-証明書発行元認証局英字、様式-証明書有効期限自、様式-証明書有効期限至、様式-証明書代理人資格、様式-証明書税理士登録番号、様式-証明書代表者名、様式-証明書代表者資格、様式-証明書生年月日、様式-証明書性別、様式-申告先地方公共団体コード、様式-申告先届出受付日時、様式-申告先届出受付番号、様式-申告先税目区分、様式-申告先区税事務所コード、様式-申告先事業所名、様式-申告先事業所住所コード、様式-申告先事業所所在地、様式-申告先入力区分、様式-申告先市区区分、様式-申告先申告先税目有効区分、署名-署名日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

署名一整理番号, ステータスコード1, ステータス情報1, ステータスコード2, ステータス情報2, ステータスコード3, ステータス情報3, ステータスコード4, ステータス情報4, ステータスコード5, ステータス情報5, ステータスコード6, ステータス情報6, ステータスコード7, ステータス情報7, ステータスコード8, ステータス情報8, ステータスコード9, ステータス情報9, ステータスコード10, ステータス情報10, 審査一電子証明書チェック区分, 審査一審査結果区分, 審査一職権訂正フラグ, 審査一基幹連携フラグ, 審査一基幹連携連番, 審査一最新連携日時, 審査一審査日時, 審査一職権訂正日時, 審査一受信日時, 審査一受付日, 申告先税目関連一納税者管理番号, 申告先税目関連一課税番号, 申告先税目関連一補助番号, 利用者一利用者ID, 利用者一氏名又は名称フリガナ, 利用者一氏名又は名称, 利用者一本店所在地, 利用者一本店郵便番号, 利用者一本店電話番号1, 利用者一本店電話番号2, 利用者一本店FAX番号, 利用者一本店連絡先e-Mail, 利用者一代表者資格, 利用者一代表者資格名, 利用者一代表者名フリガナ, 利用者一代表者名, 利用者一代表者住所, 利用者一代表者郵便番号, 利用者一代表者電話番号, 利用者一代表者FAX番号, 利用者一届出受付番号, 利用者一代理人属性, 利用者一事業所名フリガナ, 利用者一事業所名, 利用者一本支店区分, 納税者一申告データ作成日, 納税者一申告データ最終更新日, 納税者一申告データ最終署名日, 納税者一申告データ送信日, 納税者一申告データ作成モード, 納税者一ユーザーID, 審査更新一最終更新日付, 端末番号, 異動レコード区分, 異動区分, 異動情報, 検索不可フラグ, 予備項目1, 連携事由コード, 予備項目2, マイナンバー法人番号, 公表不可フラグ, 外国人区分, 調査事由, 調査日, 調査不能フラグ

(個人市民税)

タイムスタンプ日付, タイムスタンプ時刻, 年度, 宛名コード, 消除区分, 性別, 生年月日, 世帯コード, 続柄コード, 生活保護区分, 障害者区分, 療育手帳区分, 被扶養専従者区分, 事業所家屋敷区分, 呼出区分, 徴収区分, 市中発送区分, 次年度市中発送区分, 確認呼出し申送区分, 市中申告書送停止日, 未申告調査区分, 給報調査区分, 他税務署調査区分, 異届調査区分, 法定調査調査区分, 催告書送区分, 当初被扶養調査区分, 事後被扶養調査区分, 課税保留区分, 賦課通知区分, 税務署通報区分, 通報年月日, 所得税納税者番号, 配偶者宛名コード, 扶養専従主宛名コード, 扶養専従主世帯コード, 賦課個人区分, 賦課氏名カナ, 賦課氏名漢字, 賦課住所コード, 賦課住所編集コード, 賦課住所漢字, 賦課住所方書, 優先資料区分, 優先資料番号, 主事業所指定番号, 国保年間賦課額, 国保年間納付額, 国保高額療養費支給額, 介護年間賦課額, 介護年間納付額, 年金納付額, 職業コード, 屋号, 非課税証明発行区分, 証明発行禁止区分, 宛名シール発行区分, 退職年月日, 退職元指定番号, 退職元給与, 退職元社会保険料, 申告会場コード, 申告会場名, 担当係コード, 賦課通知先市町村コード, 市外居住合計所得金額, 市外次年度照会不要F, 移行状態区分, 賦課通知発送区分, 納入書呼出区分, 乙欄区分, 予備, ワークステーションID, 処理事由, 利用者ID, 更新日付, 更新時間, 個人基本異動事由, 異動年月日, 履歴連番, ワークステーションID, 利用者ID, 被扶養専従者異動事由, 事業所指定番号, 個人番号採番区分, 特徴最終個人番号, 事業所徴収区分, 事業所送付区分, 事業所調査区分, 給報催告状発送日, 給報未提出区分, 総括表未提出区分, 給報提出年月日, 総括表上受給者数, 給報報告人員, 納特区分, 納特開始年月, 納特終了年月, 納入書不要区分, 指定区分, 総括表送付区分, 納入書発送区分, 当初特徴通知出力区分, 6月義務者数, 6月月割額計, 7月義務者数, 7月月割額計, 8月義務者数, 8月月割額計, 9月義務者数, 9月月割額計, 10月義務者数, 10月月割額計, 11月義務者数, 11月月割額計, 12月義務者数, 12月月割額計, 1月義務者数, 1月月割額計, 2月義務者数, 2月月割額計, 3月義務者数, 3月月割額計, 4月義務者数, 4月月割額計, 5月義務者数, 5月月割額計, 税額変更通知発布日, 納税義務者数均等割, 納税義務者数所得割, 納税義務者数所均, 納税義務者数, 非課税者数, 法人成前事業所指定番号, 法源番号, 収納異動連番, 担当部署名, 担当者名, 事業所異動事由, 事業所個人番号, 受給者番号, 転勤先指定番号, 転勤元指定番号, 従業員異動事由, 資料区分, 資料番号, 氏名カナ, 電話番号, 控対配有, 控対配無, 控対配老, 配特有, 扶養特定人数, 扶養同老人数, 扶養老人数, 扶養他人数, 障害同特人数, 障害特人数, 障害他人数, 本人特障, 本人他障, 夫あり, 未成年, 老年人, 寡婦一般, 寡婦特別, 寡夫, 勤労学生, 中途就退区分, 中途就退年月日, 均等割軽減区分, 本人希望徴収区分, 給報普徴希望区分, 青色申告区分, 純損失区分, 専従配偶者, 専従他人数, 専従者控除額, 本人専従区分, 舎前職分区分, 前職給与収入複数区分, 扶養特定済区分, 資料提出年月日, 乙欄, 死亡退職, 災害者, 外国人, 年調区分, 他市町村区分, 他市町村回送日, 他税務署区分, 資料併合状態区分, 資料付設状況区分, 次年度呼出区分, 控除強制区分, 団体区分, 所得控除溢れ区分, 所得控除件数, 所得控除区分1, 所得控除額1, 所得控除区分2, 所得控除額2, 所得控除区分3, 所得控除額3, 所得控除区分4, 所得控除額4, 所得控除区分5, 所得控除額5, 所得控除区分6, 所得控除額6, 所得控除区分7, 所得控除額7, 所得控除区分8, 所得控除額8, 所得控除区分9, 所得控除額9, 所得控除区分10, 所得控除額10, 所得控除区分11, 所得控除額11, 所得控除区分12, 所得控除額12, 所得控除区分13, 所得控除額13, 所得控除区分14, 所得控除額14, 所得控除区分15, 所得控除額15, 所得控除区分16, 所得控除額16, 所得控除区分17, 所得控除額17, 所得控除区分18, 所得控除額18, 所得控除区分19, 所得控除額19, 所得控除区分20, 所得控除額20, 所得控除区分21, 所得控除額21, 所得控除区分22, 所得控除額22, 所得控除区分23, 所得控除額23, 所得控除区分24, 所得控除額24, 所得控除区分25, 所得控除額25, 警告コード1, 警告コード2, 警告コード3, 警告コード4, 警告コード5, エラーコード1, エラーコード2, エラーコード3, エラーコード4, エラーコード5, パンチ入力区, 住所区, 資料異動事由, 2表合算フラグ, 所得控除区分26, 所得控除額26, 所得控除区分27, 所得控除額27, 所得控除区分28, 所得控除額28, 所得控除区分29, 所得控除額29, 所得控除区分30, 所得控除額30, 課税庁コード, 非課税区分, 控対配, 強制入力区分, 所得税更正通知日, 減免事由, 減免率, 減免額, 減免申請年月日, 減免決定年月日, 配偶者所得, 所得控除区分31, 所得控除額31, 所得控除区分32, 所得控除額32, 所得控除区分33, 所得控除額33, 所得控除区分34, 所得控除額34, 所得控除区分35, 所得控除額35, 所得控除区分36, 所得控除額36, 所得控除区分37, 所得控除額37, 所得控除区分38, 所得控除額38, 所得控除区分39, 所得控除額39, 所得控除区分40, 所得控除額40, 所得控除区分41, 所得控除額41, 所得控除区分42, 所得控除額42, 所得控除区分43, 所得控除額43, 所得控除区分44, 所得控除額44, 所得控除区分45, 所得控除額45, 所得控除区分46, 所得控除額46, 所得控除区分47, 所得控除額47, 所得控除区分48, 所得控除額48, 所得控除区分49, 所得控除額49, 所得控除区分50, 所得控除額50, 所得控除区分51, 所得控除額51, 所得控除区分52, 所得控除額52, 所得控除区分53, 所得控除額53, 所得控除区分54, 所得控除額54, 所得控除区分55, 所得控除額55, 所得控除区分56, 所得控除額56, 所得控除区分57, 所得控除額57, 所得控除区分58, 所得控除額58, 所得控除区分59, 所得控除額59, 所得控除区分60, 所得控除額60, 所得控除区分61, 所得控除額61, 所得控除区分62, 所得控除額62, 所得控除区分63, 所得控除額63, 所得控除区分64, 所得控除額64, 所得控除区分65, 所得控除額65, 特徴指定番号, 特徴個人番号, 6月月割額, 6月特徴指定番号, 6月特徴個人番号, 7月月割額, 7月特徴指定番号, 7月特徴個人番号, 8月月割額, 8月特徴指定番号, 8月特徴個人番号, 9月月割額, 9月特徴指定番号, 9月特徴個人番号, 10月月割額, 10月特徴指定番号, 10月特徴個人番号, 11月月割額, 11月特徴指定番号, 11月特徴個人番号, 12月月割額, 12月特徴指定番号, 12月特徴個人番号, 1月月割額, 1月特徴指定番号, 1月特徴個人番号, 2月月割額, 2月特徴指定番号, 2月特徴個人番号, 3月月割額, 3月特徴指定番号, 3月特徴個人番号, 4月月割額, 4月特徴指定番号, 4月特徴個人番号, 5月月割額, 5月特徴指定番号, 5月特徴個人番号, 1期期割額, 2期期割額, 3期期割額, 4期期割額, 5期期割額, 6期期割額, 減額区分, 特徴発布日, 普徴発布日, 納税通知書番号, 普徴納通出力連番, 納期限変更区分, 2号該当課税庁コード, 給与所得合算区分, 還付基準日, 賦課異動事由, 賦課異動理由, 賦課調査事由, 滞期, 開始期, 滞月, 開始月, 一括徴収月, 所得控除区分66, 所得控除額66, 所得控除区分67, 所得控除額67, 所得控除区分68, 所得控除額68, 所得控除区分69, 所得控除額69, 所得控除区分70, 所得控除額70, 所得控除区分71, 所得控除額71, 所得控除区分72, 所得控除額72, 所得控除区分73, 所得控除額73, 所得控除区分74, 所得控除額74, 所得控除区分75, 所得控除額75, 所得控除区分76, 所得控除額76, 所得控除区分77, 所得控除額77, 所得控除区分78, 所得控除額78, 所得控除区分79, 所得控除額79, 所得控除区分80, 所得控除額80,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

所得控除区分81, 所得控除額81, 所得控除区分82, 所得控除額82, 所得控除区分83, 所得控除額83, 所得控除区分84, 所得控除額84, 所得控除区分85, 所得控除額85, 所得控除区分86, 所得控除額86, 所得控除区分87, 所得控除額87, 所得控除区分88, 所得控除額88, 所得控除区分89, 所得控除額89, 所得控除区分90, 所得控除額90, 所得控除区分91, 所得控除額91, 所得控除区分92, 所得控除額92, 所得控除区分93, 所得控除額93, 所得控除区分94, 所得控除額94, 所得控除区分95, 所得控除額95, 所得控除区分96, 所得控除額96, 所得控除区分97, 所得控除額97, 所得控除区分98, 所得控除額98, 所得控除区分99, 所得控除額99, 所得控除区分100, 所得控除額100, 年月度, 異動後賦課連番, 異動戻り区分, 決定区分1, 決定区分2, 決定区分3, 連番, 枝番, 調定年度, 調定年月, 過年度増分税額, 過年度納期限, 過年度通知日, 賦課連番, 期別, 最終事業所指定番号1, 最終事業所指定番号2, 最終事業所指定番号3, 最終事業所指定番号4, 最終事業所指定番号5, 最終事業所指定番号6, 最終事業所指定番号7, 最終事業所指定番号8, 最終事業所指定番号9, 最終事業所指定番号10, 最終国税検索連番, 最終申告書系資料番号1, 最終申告書系資料番号2, 最終申告書系資料番号3, 最終申告書系資料番号4, 最終申告書系資料番号5, 最終申告書系資料番号6, 最終申告書系資料番号7, 最終申告書系資料番号8, 最終申告書系資料番号9, 最終申告書系資料番号10, 最終申告書系資料番号11, 最終申告書系資料番号12, 最終申告書系資料番号13, 最終申告書系資料番号14, 最終申告書系資料番号15, 最終申告書系資料番号16, 最終申告書系資料番号17, 最終申告書系資料番号18, 最終申告書系資料番号19, 最終申告書系資料番号20, 最終申告書系資料番号21, 最終申告書系資料番号22, 最終申告書系資料番号23, 最終申告書系資料番号24, 最終申告書系資料番号25, 最終申告書系資料番号26, 最終申告書系資料番号27, 最終申告書系資料番号28, 最終申告書系資料番号29, 最終申告書系資料番号30, 最終申告書系資料番号31, 最終申告書系資料番号32, 最終申告書系資料番号33, 最終申告書系資料番号34, 最終申告書系資料番号35, 最終申告書系資料番号36, 最終申告書系資料番号37, 最終申告書系資料番号38, 最終申告書系資料番号39, 最終申告書系資料番号40, 最終申告書系資料番号41, 最終申告書系資料番号42, 最終申告書系資料番号43, 最終申告書系資料番号44, 最終申告書系資料番号45, 最終申告書系資料番号46, 最終申告書系資料番号47, 最終申告書系資料番号48, 最終申告書系資料番号49, 最終申告書系資料番号50, 最終申告書系資料番号51, 最終申告書系資料番号52, 最終申告書系資料番号53, 最終申告書系資料番号54, 最終申告書系資料番号55, 最終申告書系資料番号56, 最終申告書系資料番号57, 最終申告書系資料番号58, 最終申告書系資料番号59, 最終申告書系資料番号60, 最終申告書系資料番号61, 最終申告書系資料番号62, 最終申告書系資料番号63, 最終申告書系資料番号64, 最終申告書系資料番号65, 最終申告書系資料番号66, 最終申告書系資料番号67, 最終申告書系資料番号68, 最終申告書系資料番号69, 最終申告書系資料番号70, DB識別区分, 最終世帯連番, 最終資料区分1, 最終資料番号1, 最終資料区分2, 最終資料番号2, 最終資料区分3, 最終資料番号3, 最終資料区分4, 最終資料番号4, 最終資料区分5, 最終資料番号5, 最終資料区分6, 最終資料番号6, 最終資料区分7, 最終資料番号7, 最終資料区分8, 最終資料番号8, 最終資料区分9, 最終資料番号9, 最終資料区分10, 最終資料番号10, 最終資料区分11, 最終資料番号11, 最終資料区分12, 最終資料番号12, 最終資料区分13, 最終資料番号13, 最終資料区分14, 最終資料番号14, 最終資料区分15, 最終資料番号15, 最終訂正書番号一パッチ, 最終訂正書番号一オン, オンライン排他フラグ, 賦課異動理由内容, 1期納期限, 2期納期限, 3期納期限, 4期納期限, 5期納期限, 6期納期限, 補記内容, 対番号, 最終対番号, 処理年月日, 処理時分秒, 過年度区分, 個人基本情報, 異動前賦課情報, 異動後賦課情報, 異動前過年度情報, 異動後過年度情報, 税目コード, 種別コード, 日付1, 日付2, 日付3, 日付4, 日付5, 日付6, 日付7, 日付8, 日付9, 日付10, 日付11, 日付12, 異動区分, 更正事由, 市区コード, 通知書番号, 事業年度開始日, 申告区分, 申告連番, 課税年度, 送付先連番, 納期特例フラグ, 車両番号, 車両更新履歴番号, 更正決定通知日, 所得税更正決定通知日, 期別コード01, 本税調定額01, 期別納期限01, 人数01, 期別コード02, 本税調定額02, 期別納期限02, 人数02, 期別コード03, 本税調定額03, 期別納期限03, 人数03, 期別コード04, 本税調定額04, 期別納期限04, 人数04, 期別コード05, 本税調定額05, 期別納期限05, 人数05, 期別コード06, 本税調定額06, 期別納期限06, 人数06, 期別コード07, 本税調定額07, 期別納期限07, 人数07, 期別コード08, 本税調定額08, 期別納期限08, 人数08, 期別コード09, 本税調定額09, 期別納期限09, 人数09, 期別コード10, 本税調定額10, 期別納期限10, 人数10, 期別コード11, 本税調定額11, 期別納期限11, 人数11, 期別コード12, 本税調定額12, 期別納期限12, 人数12, 率変更年月日, 報奨金区分, 所在地, 市内外コード, 公称町コード, 調定額1, 調定額2, 予定決定区分, 処理日, 訂正書番号, 更新年月日, カナ氏名, 漢字氏名, 住所, 方書, 区コード, 市外区分, 賦課屋号, 賦課の有無, 2号対象者異動事由, 年税額, 特徴税額, 普徴税額, 控除不足額, 充当額, 充当済額, 6月指定番号, 6月個人番号, 7月指定番号, 7月個人番号, 8月指定番号, 8月個人番号, 9月指定番号, 9月個人番号, 10月指定番号, 10月個人番号, 11月指定番号, 11月個人番号, 12月指定番号, 12月個人番号, 1月指定番号, 1月個人番号, 2月指定番号, 2月個人番号, 3月指定番号, 3月個人番号, 4月指定番号, 4月個人番号, 5月指定番号, 5月個人番号, 6月充当額, 7月充当額, 8月充当額, 9月充当額, 10月充当額, 11月充当額, 12月充当額, 1月充当額, 2月充当額, 3月充当額, 4月充当額, 5月充当額, 1期充当額, 2期充当額, 3期充当額, 4期充当額, 5期充当額, 6期充当額, 決定区分, 特徴該当フラグ, 不一致コード, レコード区分, 府県コード, 市町村コード, 特別徴収義務者コード, 通知内容コード, 予備1, 特別徴収制度コード, 作成年月日, 作成年月日, 作成年月日, 年金保険者用整理番号1, 年金コード, 予備2, 生年月日, 生年月日, 生年月日, シフトコード1, 氏名漢字, シフトコード2, 郵便番号, 住所カナ, シフトコード3, 住所漢字, シフトコード4, 各種区分, 処理結果, 予備3, 各種年月日, 各種年月日, 各種年月日, 各種金額1, 各種金額2, 各種金額3, 各種金額4, 各種金額5, 各種金額6, 各種金額7, 各種金額8, 停止年, 停止月, 予備4, 年金保険者用整理番号2, 予備5, 年金対象フラグ, 年金保険者コード, 基礎年金番号, 年金支払額, 宛名自動付番フラグ, 年金特徴停止月, 年金特徴納税通知書番号, 年金特徴発布日, 異動事由, 住民でなくなった年月日, 仮徴収対象フラグ, 新規継続フラグ, 年金当初4月月割額, 年金当初6月月割額, 年金当初8月月割額, 年金当初10月月割額, 年金当初12月月割額, 年金当初2月月割額, 年金翌年4月月割額, 年金翌年6月月割額, 年金翌年8月月割額, 税額変更状態フラグ, 受信年度, 受信番号, 申告対象年度, 確定申告書区分, 取込区分, 局番番号, 局番名称, 整理番号, バッチ番号, 受付番号, 国税データ作成日, 団体確認用コード, 台帳番号, データ区分, 国税連携データファイル名, 国税連携イメージファイル名, イメージ受信有無, イメージ受信日, 2表パンチ受信有無, 2表パンチ受信日, 添付ファイル有無, 他市回送区分, 他市回送市町村コード, 国税連携異動事由, 法定調書資料番号, ファイル名, 人格住所コード5桁, TSV作成年月日, 資料識別コード, 資料年分, 資料処理年月日, 無効区分, 受取人住所, 受取人氏名漢字, 受取人氏名カナ, 英数字項目溢れ区分, 英数字項目設定数, 英数字項目コード1, 英数字項目値1, 英数字項目コード2, 英数字項目値2, 英数字項目コード3, 英数字項目値3, 英数字項目コード4, 英数字項目値4, 英数字項目コード5, 英数字項目値5, 英数字項目コード6, 英数字項目値6, 英数字項目コード7, 英数字項目値7, 英数字項目コード8, 英数字項目値8, 英数字項目コード9, 英数字項目値9, 英数字項目コード10, 英数字項目値10, 英数字項目コード11, 英数字項目値11, 英数字項目コード12, 英数字項目値12, 英数字項目コード13, 英数字項目値13, 英数字項目コード14, 英数字項目値14, 英数字項目コード15, 英数字項目値15, 英数字項目コード16, 英数字項目値16, 英数字項目コード17, 英数字項目値17, 英数字項目コード18, 英数字項目値18, 英数字項目コード19, 英数字項目値19, 英数字項目コード20, 英数字項目値20, 日本語項目溢れ区分, 日本語項目設定数, 日本語項目コード1, 日本語項目値1, 日本語項目コード2, 日本語項目値2, 日本語項目コード3, 日本語項目値3, 日本語項目コード4, 日本語項目値4, 日本語項目コード5, 日本語項目値5, 日本語項目コード6, 日本語項目値6, 日本語項目コード7, 日本語項目値7, 日本語項目コード8, 日本語項目値8, 日本語項目コード9, 日本語項目値9, 日本語項目コード10, 日本語項目値10, 日本語項目コード11, 日本語項目値11, 日本語項目コード12, 日本語項目値12, 日本語項目コード13, 日本語項目値13, 日本語項目コード14, 日本語項目値14, 日本語項目コード15, 日本語項目値15, 日本語項目コード16, 日本語項目値16, 日本語項目コード17, 日本語項目値17, 日本語項目コード18, 日本語項目値18, 日本語項目コード19, 日本語項目値19, 日本語項目コード20, 日本語項目値20,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

英数字項目コード21, 英数字項目値21, 英数字項目コード22, 英数字項目値22, 英数字項目コード23, 英数字項目値23, 英数字項目コード24, 英数字項目値24, 英数字項目コード25, 英数字項目値25, 英数字項目コード26, 英数字項目値26, 英数字項目コード27, 英数字項目値27, 英数字項目コード28, 英数字項目値28, 英数字項目コード29, 英数字項目値29, 英数字項目コード30, 英数字項目値30, 英数字項目コード31, 英数字項目値31, 英数字項目コード32, 英数字項目値32, 英数字項目コード33, 英数字項目値33, 英数字項目コード34, 英数字項目値34, 英数字項目コード35, 英数字項目値35, 英数字項目コード36, 英数字項目値36, 英数字項目コード37, 英数字項目値37, 英数字項目コード38, 英数字項目値38, 英数字項目コード39, 英数字項目値39, 英数字項目コード40, 英数字項目値40, 英数字項目コード41, 英数字項目値41, 英数字項目コード42, 英数字項目値42, 英数字項目コード43, 英数字項目値43, 英数字項目コード44, 英数字項目値44, 英数字項目コード45, 英数字項目値45, 住所区コード, 消除フラグ, 課税区コード, 自治体コード, 記入フリガナ, 記入生年月日, 合計寄附金額, 団体数, ワンストップ適用判別, 異動日, エラーフラグ, 5団体超過フラグ, 申告書提出フラグ, 重複フラグ, 指定番号, 発送年度自, 発送年度至, 猶予期限, 所得割調整市, 所得割調整県, 差引所得割市, 差引所得割県, 減免前所得割市, 減免前所得割県, 年税所得割市, 年税所得割県, 特徴所得割市, 特徴所得割県, 普徴所得割市, 普徴所得割県, 年金税額, 年金所得割市, 年金所得割県, 年金特徴税額, 年金特徴所得割市, 年金特徴所得割県, 外国税額控除市, 外国税額控除県, 減免所得割市, 減免所得割県, 減免均等割市, 減免均等割県, 市ふる里寄附金控除額, 県ふる里寄附金控除額, 市条例等寄附金控除額, 県条例等寄附金控除額, 市条例対象寄附金額, 県条例対象寄附金額, 市ふる里特例控除額, 県ふる里特例控除額, 総合所得総所得市一算出, 総合所得総所得県一算出, 土地等市一算出, 土地等県一算出, 分短一般市一算出, 分短一般県一算出, 分長一般市一算出, 分長一般県一算出, 分長特定市一算出, 分長特定県一算出, 分長軽課市一算出, 分長軽課県一算出, 証券所得市一算出, 証券所得県一算出, 肉売価額市一算出, 肉売価額県一算出, 先物取引市一算出, 先物取引県一算出, 上場株式市一算出, 上場株式県一算出, 分短軽減市一算出, 分短軽減県一算出, 分長軽特市一算出, 分長軽特県一算出, 山林所得市一算出, 山林所得県一算出, 一般株式市一算出, 一般株式県一算出, 上場株等配当所得市一算出, 上場株等配当所得県一算出, 調整控除額市, 調整控除額県, 控除不足額市, 控除不足額県, 減免前均等割市, 減免前均等割県, 年税均等割市, 年税均等割県, 特徴均等割市, 特徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 年金均等割市, 年金均等割県, 年金特徴均等割市, 年金特徴均等割県, 配当控除市, 配当控除県, 住宅借入金特別控除市, 住宅借入金特別控除県, 月割額1, 月割額2, 月割額3, 月割額4, 月割額5, 月割額6, 月割額7, 月割額8, 月割額9, 月割額10, 月割額11, 月割額12, 期割額1, 期割額2, 期割額3, 期割額4, 期割額5, 期割額6, 年金月割額1, 年金月割額2, 年金月割額3, 年金月割額4, 年金月割額5, 年金月割額6, 仮徴収月割額1, 仮徴収月割額2, 仮徴収月割額3, 所得割調整市, 所得割調整県, 差引所得割市, 差引所得割県, 減免前所得割市, 減免前所得割県, 年税所得割市, 年税所得割県, 特徴所得割市, 特徴所得割県, 普徴所得割市, 普徴所得割県, 年金税額, 年金所得割市, 年金所得割県, 年金特徴税額, 年金特徴所得割市, 年金特徴所得割県, 外国税額控除市, 外国税額控除県, 減免所得割市, 減免所得割県, 減免均等割市, 減免均等割県, 市ふる里寄附金控除額, 県ふる里寄附金控除額, 市条例等寄附金控除額, 県条例等寄附金控除額, 市条例対象寄附金額, 県条例対象寄附金額, 総合所得総所得市一算出, 総合所得総所得県一算出, 土地等市一算出, 土地等県一算出, 分短一般市一算出, 分短一般県一算出, 分長一般市一算出, 分長一般県一算出, 分長特定市一算出, 分長特定県一算出, 分長軽課市一算出, 分長軽課県一算出, 証券所得市一算出, 証券所得県一算出, 肉売価額市一算出, 肉売価額県一算出, 先物取引市一算出, 先物取引県一算出, 上場株式市一算出, 上場株式県一算出, 分短軽減市一算出, 分短軽減県一算出, 分長軽特市一算出, 分長軽特県一算出, 山林所得市一算出, 山林所得県一算出, 一般株式市一算出, 一般株式県一算出, 上場株等配当所得市一算出, 上場株等配当所得県一算出, 調整控除額市, 調整控除額県, 控除不足額市, 控除不足額県, 減免前均等割市, 減免前均等割県, 年税均等割市, 年税均等割県, 特徴均等割市, 特徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 年金均等割市, 年金均等割県, 年金特徴均等割市, 年金特徴均等割県, 配当控除市, 配当控除県, 住宅借入金特別控除市, 住宅借入金特別控除県, 月割額1, 月割額2, 月割額3, 月割額4, 月割額5, 月割額6, 月割額7, 月割額8, 月割額9, 月割額10, 月割額11, 月割額12, 期割額1, 期割額2, 期割額3, 期割額4, 期割額5, 期割額6, 年金月割額1, 年金月割額2, 年金月割額3, 年金月割額4, 年金月割額5, 年金月割額6, 仮徴収月割額1, 仮徴収月割額2, 仮徴収月割額3, 住登外課税通知作成日

(軽自動車税)

レコード使用区分, 現年度, 最新車両コード, バッチ起動フラグ, 現随納付番号, 過随納付番号, 過随納付番号年度, 異累一前回処理年月日, 異累一前回処理時間, タイムスタンプ日付, タイムスタンプ時間, 車両コード, 車両履歴番号, 標識コード, 標識記号, 標識番号, 車種コード, 車種分類コード, 車台番号, 型式番号, 車名コード, 出力, 義務者宛名コード, 納税義務者区分, サブ宛名コード, 送付先区分, 課税区分, 特例区分, リース区分, 登録理由コード, 登録年月日, 登録処理年月日, 廃車理由コード, 廃車年月日, 廃車処理年月日, 課税停止有無フラグ, 減免有無フラグ, 定置場住所コード, 賦課区コード, 標識回収区分, 項目修正理由コード, 項目修正処理年月日, 更新処理WSID, 更新処理年月日, 更新処理時間, 更新処理理由コード, 更新処理区コード, 更新処理部署, 更新処理担当者, 初度検査年月, 用途, 燃費基準, 排出ガス適合区分, 現年度フラグ, 課税年度, 課税履歴番号, 調定年度, 納付番号, 収納異動連番, 期別, 課税状況コード, 賦課異動理由コード, 賦課異動処理年月日, 税率, 減免額, 年税額, 通知税額, 口座連番, 口座履歴, 納期限区分, 納期限, 通知年月日, 再送付年月日, 通知書作成年月日, 予定決定フラグ, レコード区分, 減免履歴番号, 申請年月日, 開始理由コード, 開始年月日, 開始処理年月日, 障害者宛名コード, 減免率, 解除理由コード, 解除年月日, 解除処理年月日, 特記事項, 処理種別, 業務コード, 処理コード, 処理区分コード, 異動累積データ, 集計年月日, 集計区分, 原一登録, 原一廃車, 原二乙登録, 原二乙廃車, 原二甲登録, 原二甲廃車, ミニ登録, ミニ廃車, 小特農登録, 小特農廃車, 小特特登録, 小特特廃車, 軽二登録, 軽二廃車, 軽三登録, 軽三廃車, 軽四乗営登録, 軽四乗営廃車, 軽四乗自登録, 軽四乗自廃車, 軽四一貨営登録, 軽四一貨営廃車, 軽四一貨自登録, 軽四一貨自廃車, 自二登録, 自二廃車, 合計登録, 合計一廃車, 集計年月, 原付一種, 原付二種乙, 原付二種甲, ミニカー, 小特農耕, 小特その他, 軽二輪, 軽三輪, 軽四乗用営, 軽四乗用自, 軽四貨物営, 軽四貨物自, 自動二輪, 合計, 処理年月, 税率, 通知税額, 取込年月日, 申告書連番, 所有者氏名, 使用者氏名, 異動理由コード, 異動年月日, 旧標識コード, 旧標識記号, 旧標識番号, 処理済年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

特例終了年月, 特例該当床面積, 特例率分子, 特例率分母, 減免コード1, 減免開始年月1, 減免終了年月1, 減免率分子1, 減免率分母1, 減免該当床面積1, 減免コード2, 減免開始年月2, 減免終了年月2, 減免率分子2, 減免率分母2, 減免該当床面積2, 非課税コード, 非課税開始年月, 非課税終了年月, 非課税該当床面積, 現在1平当り再建築費評点数, 前基準年度再建築費評点数, 再建築費評点数, 前基準年評価額, 評価額, 評価額3パーセント減前, 減価償却年度, 理論価格, 前基準年度上昇率, 上昇率, 前基準年経年減点補正率, 経年減点補正率, 一点単価, 物価水準による補正率, 市街化区分, 県調査区分, 損耗減点補正率, 所在補正, 建築補正, 住宅戸数, 評価方法, 評価基準区分, 専有部1平当り単価, 共有部1平当り単価, 分離課税区分, 特記事項区分, 経過年数, 建築年月日, 新增区分, 調査年月日, 明細原因年月日, 明細原因事由, 固定課税標準額, 都計課税標準額, 固定特例課税標準額, 都計特例課税標準額, 固定震災特例軽減額, 都計震災特例軽減額, 新築軽減課税標準額, 新築軽減額, 新築軽減額1, 新築軽減額2, 固定減免課税標準額, 都計減免課税標準額, 固定減免税額, 固定減免税額1, 固定減免税額2, 都計減免税額, 都計減免税額1, 都計減免税額2, 実際の所在地町丁コード, 実際の所在地街区号, 実際の所在地本番, 実際の所在地枝番, 実際の所在地小番, 実際の所在地支号, 実際の所在地外筆, 標準家屋フラグ, 旧明細番号, 決裁区分, 決裁日, 伺書番号, 帳票番号, オンライン処理日, 評価番号, 発行禁止フラグ, 課税年度, 確定フラグ, 年度, 共有者宛名コード, 共有者持分コード, 共有区分, 人数, 宛名コード, 持分コード, 敷地権持分分子, 敷地権持分分母, 敷地権区分, 異動事由, 異動年月日, 軽減区分, 減免コード, 減免率分子, 減免率分母, 減免開始年月, 減免終了年月, 分割区分, 特殊計算区分, 特殊計算方法, 住宅部専有床面積, 非住宅部専有床面積, 予備フラグ2, 予備フラグ3, 予備フラグ4, 予備フラグ5, 受付年月日, 履歴番号, 特記事項, 予備, ワークステーションID, 処理事由, 更新前一棟情報, 更新前明細情報, 更新後一棟情報, 更新後明細情報, 経年減点補正率変更区分, 経年減点補正率1, 経年減点補正率2, 経年減点補正率3, 経年減点補正率4, 経年減点補正率5, 経年減点補正率6, 基準年度, 評点区分, 処理事由コード, 利用者ID, 更新日付, 更新時間, 処理事由コード, 処理年月日, 処理時分秒, 構成員宛名コード, 構成員持分コード, 更新前区分所有情報, 更新前区分構成員情報, 更新後区分所有情報, 更新後区分構成員情報, 明細数, 評価区分, 課税床面積一階, 課税床面積以外, 課税床面積延床, 増築年月日, 評価戸数, 実評価額, レコード区分, 外筆所在地1, 外筆所在地2, 外筆所在地3, 外筆所在地4, 外筆所在地5, 外筆所在地6, 外筆所在地7, 外筆所在地8, 外筆所在地9, 外筆所在地10, 外筆所在地11, 外筆所在地12, 外筆所在地13, 外筆所在地14, 外筆所在地15, 外筆所在地16, 外筆所在地17, 外筆所在地18, 外筆所在地19, 外筆所在地20, 予備2, 予備3, 予備4, 予備5, 1階床面積, 2階床面積, 3階床面積, 4階床面積, 5階床面積, 6階床面積, 7階床面積, 8階床面積, 9階床面積, 10階床面積, 11階床面積, 12階床面積, 13階床面積, 14階床面積, 15階床面積, 16階床面積, 17階床面積, 18階床面積, 19階床面積, 20階床面積, 21階床面積, 22階床面積, 23階床面積, 24階床面積, 25階床面積, 26階床面積, 27階床面積, 28階床面積, 29階床面積, 30階床面積, 31階床面積, 32階床面積, 33階床面積, 34階床面積, 35階床面積, 36階床面積, 37階床面積, 38階床面積, 39階床面積, 40階床面積, 41階床面積, 42階床面積, 43階床面積, 44階床面積, 45階床面積, 46階床面積, 47階床面積, 48階床面積, 49階床面積, 50階床面積, B1階床面積, B2階床面積, B3階床面積, B4階床面積, B5階床面積, R1階床面積, R2階床面積, R3階床面積, R4階床面積, R5階床面積, 義務者送付先コード, 更新前課税一棟集計情報, 更新後課税一棟集計情報, タイムスタンプ日付, タイムスタンプ時刻, 年度, 区コード, 宛名コード, 個人法人区分, 整理番号, 申告書発送年月日, 申告書受付年月日, 電話番号, 担当者名, 税理士コード, 税理士電話番号, 事業所資産の所在地1町丁コード, 事業所資産の所在地1番, 事業所資産の所在地1号, 事業所資産の所在地1枝, 事業所資産の所在地1方書, 事業所資産の所在地1屋号, 事業所資産の所在地2町丁コード, 事業所資産の所在地2番, 事業所資産の所在地2号, 事業所資産の所在地2枝, 事業所資産の所在地2方書, 事業所資産の所在地2屋号, 事業所資産の所在地3町丁コード, 事業所資産の所在地3番, 事業所資産の所在地3号, 事業所資産の所在地3枝, 事業所資産の所在地3方書, 事業所資産の所在地3屋号, 申告状況区分, 申告区分, 分離課税有無, 実地調査対象区分, 最終調査年月日, 特記事項区分, 業種コード, 催告日1, 催告日2, 重点コード, 事業開始年月日, 決算期1, 決算期2, 資本金, 発送区分, 送付理由, 発生原因, 発生原因年月日, 異動年月日, 決裁区分, 決裁年月日, 処理NO, 申告書パンチ完了フラグ, 証明発行禁止フラグ, 予備, 償却調査年月日, 調査場所区分, 発見取得価格, 職員番号, 予備1, 予備2, 予備3, 履歴番号, 更正事由, 前年度帳簿価額1, 前年度帳簿価額2, 前年度帳簿価額3, 前年度帳簿価額4, 前年度帳簿価額5, 前年度帳簿価額6, 前年度帳簿価額7, 前年度帳簿価額8, 前年度評価額1, 前年度評価額2, 前年度評価額3, 前年度評価額4, 前年度評価額5, 前年度評価額6, 前年度評価額7, 前年度評価額8, 前年取得価額1, 前年取得価額2, 前年取得価額3, 前年取得価額4, 前年取得価額5, 前年取得価額6, 前年取得価額7, 前年取得価額8, 前年中減少価額1, 前年中減少価額2, 前年中減少価額3, 前年中減少価額4, 前年中減少価額5, 前年中減少価額6, 前年中減少価額7, 前年中減少価額8, 前年中取得価額1, 前年中取得価額2, 前年中取得価額3, 前年中取得価額4, 前年中取得価額5, 前年中取得価額6, 前年中取得価額7, 前年中取得価額8, 取得価額1, 取得価額2, 取得価額3, 取得価額4, 取得価額5, 取得価額6, 取得価額7, 取得価額8, 帳簿価額1, 帳簿価額2, 帳簿価額3, 帳簿価額4, 帳簿価額5, 帳簿価額6, 帳簿価額7, 帳簿価額8, 評価額1, 評価額2, 評価額3, 評価額4, 評価額5, 評価額6, 評価額7, 評価額8, 決定価格区分, 決定価格1, 決定価格2, 決定価格3, 決定価格4, 決定価格5, 決定価格6, 決定価格7, 決定価格8, 課税標準額1, 課税標準額2, 課税標準額3, 課税標準額4, 課税標準額5, 課税標準額6, 課税標準額7, 課税標準額8, 減免対象課税1, 減免対象課税2, 減免対象課税3, 減免対象課税4, 減免対象課税5, 減免対象課税6, 減免対象課税7, 減免対象課税8, 特例対象課税1, 特例対象課税2, 特例対象課税3, 特例対象課税4, 特例対象課税5, 特例対象課税6, 特例対象課税7, 特例対象課税8, 免税点判定, 明細数, 減免税額, 予備4, 予備5, 削除区分, 資産種類, 資産コード, 資産名称, 数量, 取得年月, 取得特例日区分, 取得価額, 耐用年数, 申告年度, 償却特例コード, 償却特例率分子, 償却特例率分母, 償却特例開始年度, 償却特例終了年度, 減少区分, 減少年, 減少取得価額, 増加償却率1, 増加償却月1, 増加償却率2, 増加償却月2, 耐用年数変更1年度, 耐用年数変更1耐年, 耐用年数変更2年度, 耐用年数変更2耐年, 耐用年数変更3年度, 耐用年数変更3耐年, 耐用年数変更4年度, 耐用年数変更4耐年, 耐用年数変更5年度, 耐用年数変更5耐年, 前年度帳簿価額, 前年度評価額, 残存率帳簿, 残存率評価, 本年度帳簿価額, 本年度評価額, 特例減少帳簿価額, 特例減少評価額, 強制本年度帳簿価額, 強制本年度評価額, 課税標準帳簿価額, 課税標準評価額, 非課税コード, 償却減免1コード, 償却減免1率分子, 償却減免1率分母, 償却減免1開始年月, 償却減免1終了年月, 償却減免2コード, 償却減免2率分子, 償却減免2率分母, 償却減免2開始年月, 償却減免2終了年月, 評価額補正コード, 評価額補正割合, 償却家屋番号, 償却強制修正区分, 簿外区分, 特記事項, 特記事項カナ, 償却課税異動前, 償却課税異動後, 償却明細異動前, 償却明細異動後, 宛名切替区分, 申告連番, 受付番号, プレ申告作成年月日, プレ申告送信有無フラグ, 合算宛名コード, 氏名漢字, 住所漢字, 課税年度, 申告受付日, 集計年度, 見出し年度, 見出し月, 見出し集計対象年度, 区名, 申告書受理法累計前月, 申告書受理個累計前月, 申告書受理法人累計当月, 申告書受理個人累計当月, 台帳法人総件数, 台帳個人総件数, ハガキ受理法累計前月, ハガキ受理個累計前月, ハガキ受理法人累計当月, ハガキ受理個人累計当月, 閉鎖法人総件数, 閉鎖個人総件数, 未発送受理法累計前月, 未発送受理個累計前月, 未発送受理法人累計当月, 未発送受理個人累計当月, 法人申告書発送件数, 個人申告書発送件数, 法人ハガキ発送件数, 個人ハガキ発送件数, 法人電子対応件数,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人電子対応付件数, 法人電子受付件数, 個人電子受付件数, 課税分法累計前月, 課税分個累計前月, 課税分法累計, 課税分個累計, 免未法累計前月, 免未個累計前月, 免未法累計, 免未個累計, 資産無法累計前月, 資産無個累計前月, 資産無法累計, 資産無個累計, 年度区分, 価格決定未処理件数, 価格決定未処理個数, 端末ID, 処理事由, 更新日付, 更新時間, 頁番号, メモ内容, タイムスタンプ日付, タイムスタンプ時刻, 区コード, 閉鎖区分, 税目, 調定年度, 課税年度, 課税通知書番号, 履歴番号, 共有代表宛名コード, 宛名コード, 持分コード, 個人法人区分, 口座振替有無, 調定区分, 更正年度, 更正事由, 家屋更正事由, 償却更正事由, 賦課修正理由, 更正決定年月日, 更正予定年月日, 異動年月日, 通知年月日, 強制修正年月日, 分割課税区分, 特記事項区分, 土地物件数, 土地特殊地番物件数, 家屋物件数, 家屋特殊地番物件数, 固定土地減免物件数, 固定家屋減免物件数, 固定償却減免物件数, 都計土地減免物件数, 都計家屋減免物件数, 償却資産有無, 土地免稅点判定, 土地一部免稅点判定, 家屋免稅点判定, 家屋一部免稅点判定, 償却免稅点判定, 償却一部免稅点判定, 最終履歷番号, 収納異動連番, 固定土地課税標準額, 固定家屋課税標準額, 償却資産課税標準額, 都計土地課税標準額, 都計家屋課税標準額, 固定土地按分課税標準額, 固定家屋按分課税標準額, 都計土地按分課税標準額, 都計家屋按分課税標準額, 固定土地輕減稅額, 都計土地輕減稅額, 土地按分輕減稅額, 家屋輕減稅額区分1, 家屋輕減稅額1, 家屋輕減稅額区分2, 家屋輕減稅額2, 家屋輕減稅額2, 家屋輕減稅額区分3, 家屋輕減稅額3, 家屋輕減稅額3, 家屋輕減稅額区分4, 家屋輕減稅額4, 家屋輕減稅額4, 家屋輕減稅額区分5, 家屋輕減稅額5, 家屋輕減稅額5, 固定家屋震災輕減稅額, 都計家屋震災輕減稅額, 家屋按分輕減稅額, 固定土地物の減免稅額, 固定土地人の減免稅額, 固定家屋物の減免稅額, 固定家屋人の減免稅額, 償却資産物の減免稅額, 償却資産人の減免稅額, 都計土地物の減免稅額, 都計土地人の減免稅額, 都計家屋物の減免稅額, 都計家屋人の減免稅額, 固定土地人の減免稅額2, 固定家屋人の減免稅額2, 償却資産人の減免稅額2, 都計土地人の減免稅額2, 都計家屋人の減免稅額2, 予備91, 予備92, 予備93, 予備94, 固定土地按分稅額, 都計土地按分稅額, 固定家屋按分稅額, 都計家屋按分稅額, 固定資産稅額, 都市計畫稅額, 固定算出稅額, 都計算出稅額, 固定減稅額, 都計減稅額, 理論稅額, 年稅額, 決定稅額, 年稅額過年度合計, 増減調定額, 期別稅額1期, 期別稅額1期, 期別稅額2期, 期別稅額2期, 期別稅額3期, 期別稅額3期, 期別稅額4期, 期別稅額4期, 既課稅額, 納期限1期, 納期限11期, 納期限2期, 納期限2期, 納期限3期, 納期限3期, 納期限4期, 納期限4期, 過年度稅額1期, 過年度稅額11期, 過年度稅額2期, 過年度稅額2期, 過年度稅額3期, 過年度稅額3期, 過年度稅額4期, 過年度稅額4期, 過年度稅額14期, 通知書発行禁止フラグ, 証明発行禁止フラグ, 更正処理フラグ, 減免コード1, 減免率分子1, 減免率分母1, 減免開始年1, 減免期開始1, 減免期終了1, 減免コード2, 減免率分子2, 減免率分母2, 減免開始年2, 減免期開始2, 減免期終了2, 輕減切れサイン, 期割開始期, 強制入力区分, 賦課課税明細有無, 減免終了年1, 減免終了年2, 予備1, 特記事項, 決議書印刷フラグ, 帳票01送付先郵便番号, 帳票01送付先住所漢字1, 帳票01送付先住所漢字2, 帳票01送付先住所漢字3, 帳票01納稅義務者氏名漢字, 帳票01納稅義務者氏名漢字様分, 帳票01作成年月日, 帳票01更正理由1, 帳票01更正理由2, 帳票01更正理由3, 帳票01市長名, 帳票01訂正書整理番号, 帳票01調定年度, 帳票01調定区分, 帳票01課税年度, 帳票01宛名コード, 帳票01納組番号, 帳票01納稅通知書番号, 帳票01金融機關コード, 帳票01期別, 帳票01更正前土地固定課標, 帳票01更正後土地固定課標, 帳票01差引土地固定課標件数, 帳票01差引土地固定課標, 帳票01更正前家屋固定課標, 帳票01更正後家屋固定課標, 帳票01差引家屋固定課標件数, 帳票01差引家屋固定課標, 帳票01更正前償却固定課標, 帳票01更正後償却固定課標, 帳票01差引償却固定課標件数, 帳票01差引償却固定課標, 帳票01更正前合計固定課標, 帳票01更正後合計固定課標, 帳票01差引合計固定課標件数, 帳票01差引合計固定課標, 帳票01更正前按分固定課標, 帳票01更正後按分固定課標, 帳票01差引按分固定課標件数, 帳票01差引按分固定課標, 帳票01更正前按分固定稅額, 帳票01更正後按分固定稅額, 帳票01差引按分固定稅額件数, 帳票01差引按分固定稅額, 帳票01更正前減免固定資産稅額, 帳票01更正後減免固定資産稅額, 帳票01差引減免固定資産稅額件数, 帳票01差引減免固定資産稅額, 帳票01更正前新築住宅輕減稅額, 帳票01更正後新築住宅輕減稅額, 帳票01差引新築住宅輕減稅額件数, 帳票01差引新築住宅輕減稅額, 帳票01更正前年稅額, 帳票01更正後年稅額, 帳票01差引年稅額件数, 帳票01差引年稅額, 帳票01更正前期別稅額1期, 帳票01更正後前期別稅額1期, 帳票01差引前期別稅額1期, 帳票01更正前期別稅額2期, 帳票01更正後前期別稅額2期, 帳票01差引前期別稅額2期, 帳票01更正前期別稅額3期, 帳票01更正後前期別稅額3期, 帳票01差引前期別稅額3期, 帳票01更正前期別稅額4期, 帳票01更正後前期別稅額4期, 帳票01差引前期別稅額4期, 帳票01更正前期別稅額4期, 帳票01納付稅額1期, 帳票01納付年月日1期, 帳票01納付年月日2期, 帳票01納付年月日2期, 帳票01納付年月日3期, 帳票01納付年月日3期, 帳票01納付年月日4期, 帳票01更正差額土地, 帳票01更正差額家屋, 帳票01更正差額償却, 帳票01予備1, レコード区分, 異動事由, 変更前タイムスタンプ日付, 変更前タイムスタンプ時刻, 変更前区コード, 変更前閉鎖区分, 変更前税目, 変更前調定年度, 変更前課税年度, 変更前納稅通知書番号, 変更前履歷番号, 変更前共有代表宛名コード, 変更前宛名コード, 変更前持分コード, 変更前個人法人区分, 変更前口座振替有無, 変更前調定区分, 変更前更正年度, 変更前土地更正事由, 変更前家屋更正事由, 変更前償却更正事由, 変更前賦課修正理由, 変更前更正決定年月日, 変更前更正予定年月日, 変更前異動年月日, 変更前通知年月日, 変更前強制修正年月日, 変更前分割課税区分, 変更前特記事項区分, 変更前土地物件数, 変更前土地特殊地番物件数, 変更前家屋物件数, 変更前家屋特殊地番物件数, 変更前固定土地減免物件数, 変更前固定家屋減免物件数, 変更前固定償却減免物件数, 変更前都計土地減免物件数, 変更前都計家屋減免物件数, 変更前償却資産有無, 変更前土地免稅点判定, 変更前土地一部免稅点判定, 変更前家屋免稅点判定, 変更前家屋一部免稅点判定, 変更前償却免稅点判定, 変更前償却一部免稅点判定, 変更前最終履歷番号, 変更前収納異動連番, 変更前固定土地課税標準額, 変更前固定家屋課税標準額, 変更前償却資産課税標準額, 変更前都計土地課税標準額, 変更前都計家屋課税標準額, 変更前固定土地按分課税標準額, 変更前固定家屋按分課税標準額, 変更前都計土地按分課税標準額, 変更前都計家屋按分課税標準額, 変更前固定土地輕減稅額, 変更前都計土地輕減稅額, 変更前土地按分輕減稅額, 変更前家屋輕減稅額区分1, 変更前家屋輕減稅額1, 変更前家屋輕減稅額1, 変更前家屋輕減稅額区分2, 変更前家屋輕減稅額2, 変更前家屋輕減稅額2, 変更前家屋輕減稅額区分3, 変更前家屋輕減稅額3, 変更前家屋輕減稅額3, 変更前家屋輕減稅額区分4, 変更前家屋輕減稅額4, 変更前家屋輕減稅額4, 変更前家屋輕減稅額区分5, 変更前家屋輕減稅額5, 変更前家屋輕減稅額5, 変更前固定家屋震災輕減稅額, 変更前都計家屋震災輕減稅額, 変更前家屋按分輕減稅額, 変更前固定土地物の減免稅額, 変更前固定土地人の減免稅額, 変更前固定家屋物の減免稅額, 変更前固定家屋人の減免稅額, 償却資産物の減免稅額, 償却資産人の減免稅額, 都計土地物の減免稅額, 都計土地人の減免稅額, 都計家屋物の減免稅額, 都計家屋人の減免稅額, 固定土地人の減免稅額2, 固定家屋人の減免稅額2, 償却資産人の減免稅額2, 都計土地人の減免稅額2, 都計家屋人の減免稅額2, 予備91, 予備92, 予備93, 予備94, 固定土地按分稅額, 都計土地按分稅額, 固定家屋按分稅額, 都計家屋按分稅額, 固定資産稅額, 都市計畫稅額, 固定算出稅額, 都計算出稅額, 固定減稅額, 都計減稅額, 理論稅額, 年稅額, 決定稅額, 年稅額過年度合計, 増減調定額, 変更前期別稅額1期, 変更前期別稅額11期, 変更前期別稅額2期, 変更前期別稅額2期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額13期, 変更前期別稅額4期, 変更前期別稅額4期, 変更前期別稅額14期, 変更前期別稅額1期, 変更前期別稅額2期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額13期, 変更前期別稅額4期, 変更前期別稅額4期, 変更前期別稅額14期, 変更前期別稅額1期, 変更前期別稅額2期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額3期, 変更前期別稅額13期, 変更前期別稅額4期, 変更前期別稅額4期,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

変更前過年度税額14期, 変更前通知書発行禁止フラグ, 変更前証明発行禁止フラグ, 変更前更正処理フラグ, 変更前減免コード1, 変更前減免率分子1, 変更前減免率分母1, 変更前減免開始年1, 変更前減免期開始1, 変更前減免期終了1, 変更前減免コード2, 変更前減免率分子2, 変更前減免率分母2, 変更前減免開始年2, 変更前減免期開始2, 変更前減免期終了2, 変更前軽減切れサイン, 変更前期割開始期, 変更前強制入力区分, 変更前賦課課税明細有無, 変更前減免終了年1, 変更前減免終了年2, 変更前準備1, 変更後タイムスタンプ日付, 変更後タイムスタンプ時刻, 変更後区コード, 変更後閉鎖区分, 変更後税目, 変更後調定年度, 変更後課税年度, 変更後納税通知書番号, 変更後履歴番号, 変更後共有代表宛名コード, 変更後宛名コード, 変更後持分コード, 変更後個人法人区分, 変更後口座振替有無, 変更後調定区分, 変更後更正年度, 変更後土地更正事由, 変更後家屋更正事由, 変更後償却更正事由, 変更後賦課修正理由, 変更後更正決定年月日, 変更後更正予定年月日, 変更後異動年月日, 変更後通知年月日, 変更後強制修正年月日, 変更後分割課税区分, 変更後特記事項区分, 変更後土地物件数, 変更後土地特殊地番物件数, 変更後家屋物件数, 変更後家屋特殊地番物件数, 変更後固定土地減免物件数, 変更後固定家屋減免物件数, 変更後固定償却減免物件数, 変更後都計土地減免物件数, 変更後都計家屋減免物件数, 変更後償却資産有無, 変更後土地免税点判定, 変更後土地一部免税点判定, 変更後家屋免税点判定, 変更後家屋一部免税点判定, 変更後償却免税点判定, 変更後償却一部免税点判定, 変更後最終履歴番号, 変更後収納異動連番, 変更後固定土地課税標準額, 変更後固定家屋課税標準額, 変更後償却資産課税標準額, 変更後都計土地課税標準額, 変更後都計家屋課税標準額, 変更後固定土地按分課税標準額, 変更後固定家屋按分課税標準額, 変更後都計土地按分課税標準額, 変更後都計家屋按分課税標準額, 変更後固定土地軽減税額, 変更後都計土地軽減税額, 変更後土地按分軽減税額, 変更後家屋軽減税額区分1, 変更後家屋軽減税額1, 変更後家屋軽減件数1, 変更後家屋軽減税額区分2, 変更後家屋軽減税額2, 変更後家屋軽減件数2, 変更後家屋軽減税額区分3, 変更後家屋軽減税額3, 変更後家屋軽減件数3, 変更後家屋軽減税額区分4, 変更後家屋軽減税額4, 変更後家屋軽減件数4, 変更後家屋軽減税額区分5, 変更後家屋軽減税額5, 変更後家屋軽減件数5, 変更後固定家屋震災軽減税額, 変更後都計家屋震災軽減税額, 変更後家屋按分軽減税額, 変更後固定土地物の減免税額, 変更後固定土地人の減免税額, 変更後固定家屋物の減免税額, 変更後固定家屋人の減免税額, 変更後償却資産物の減免税額, 変更後償却資産人の減免税額, 変更後都計土地物の減免税額, 変更後都計土地人の減免税額, 変更後都計家屋物の減免税額, 変更後都計家屋人の減免税額, 変更後固定土地人の減免税額2, 変更後固定家屋人の減免税額2, 変更後償却資産人の減免税額2, 変更後都計土地人の減免税額2, 変更後都計家屋人の減免税額2, 変更後予備91, 変更後予備92, 変更後予備93, 変更後予備94, 変更後固定土地按分税額, 変更後都計土地按分税額, 変更後固定家屋按分税額, 変更後都計家屋按分税額, 変更後固定資産税額, 変更後都市計画税額, 変更後固定算出税額, 変更後都計算出税額, 変更後固定減税額, 変更後都計減税額, 変更後理論税額, 変更後年税額, 変更後決定税額, 変更後年税額過年度合計, 変更後増減調定額, 変更後期別税額1期, 変更後期別税額11期, 変更後期別税額2期, 変更後期別税額12期, 変更後期別税額3期, 変更後期別税額13期, 変更後期別税額4期, 変更後期別税額14期, 変更後既課税額, 変更後納期限1期, 変更後納期限11期, 変更後納期限2期, 変更後納期限12期, 変更後納期限3期, 変更後納期限13期, 変更後納期限4期, 変更後納期限14期, 変更後過年度税額1期, 変更後過年度税額11期, 変更後過年度税額2期, 変更後過年度税額12期, 変更後過年度税額3期, 変更後過年度税額13期, 変更後過年度税額4期, 変更後過年度税額14期, 変更後通知書発行禁止フラグ, 変更後証明発行禁止フラグ, 変更後更正処理フラグ, 変更後減免コード1, 変更後減免率分子1, 変更後減免率分母1, 変更後減免開始年1, 変更後減免期開始1, 変更後減免期終了1, 変更後減免コード2, 変更後減免率分子2, 変更後減免率分母2, 変更後減免開始年2, 変更後減免期開始2, 変更後減免期終了2, 変更後軽減切れサイン, 変更後前期割開始期, 変更後強制入力区分, 変更後賦課課税明細有無, 変更後減免終了年1, 変更後減免終了年2, 変更後準備1, 種別, 年度, 日付1, 日付2, 日付3, 日付4, 日付5, 日付6, 日付7, 日付8, 日付9, 日付10, 日付11, 日付12, ワークステーションID, 処理事由コード, 利用者ID, 更新日付, 更新時間, 家屋物件番号, 家屋番号, 家屋建物番号, 現年過年区分, 調定月, 税目コード, 個法区分, 課税区分, 本月末固定土地課税, 本月末都計土地課税, 本月末固定土地義務者数, 本月末都計土地義務者数, 本月末固定家屋課税, 本月末都計家屋課税, 本月末固定家屋義務者数, 本月末都計家屋義務者数, 本月末固定合計課税, 本月末都計合計課税, 本月末固定合計義務者数, 本月末都計合計義務者数, 増分固定土地課税, 増分都計土地課税, 増分固定土地義務者数, 増分都計土地義務者数, 増分固定家屋課税, 増分都計家屋課税, 増分固定家屋義務者数, 増分都計家屋義務者数, 増分固定合計課税, 増分都計合計課税, 増分固定合計義務者数, 増分都計合計義務者数, 減分固定土地課税, 減分都計土地課税, 減分固定土地義務者数, 減分都計土地義務者数, 減分固定家屋課税, 減分都計家屋課税, 減分固定家屋義務者数, 減分都計家屋義務者数, 減分固定合計課税, 減分都計合計課税, 減分固定合計義務者数, 減分都計合計義務者数, 本月末軽減額1項, 本月末軽減額2項, 本月末軽減額5項, 本月末軽減額6項, 本月末軽減額7項, 本月末軽減棟数1項, 本月末軽減棟数2項, 本月末軽減棟数5項, 本月末軽減棟数6項, 本月末軽減棟数7項, 本月末軽減義務者数1項, 本月末軽減義務者数2項, 本月末軽減義務者数5項, 本月末軽減義務者数6項, 本月末軽減義務者数7項, 増分軽減額1項, 増分軽減額2項, 増分軽減額5項, 増分軽減額6項, 増分軽減額7項, 増分軽減棟数1項, 増分軽減棟数2項, 増分軽減棟数5項, 増分軽減棟数6項, 増分軽減棟数7項, 増分軽減義務者数1項, 増分軽減義務者数2項, 増分軽減義務者数5項, 増分軽減義務者数6項, 増分軽減義務者数7項, 減分軽減額1項, 減分軽減額2項, 減分軽減額5項, 減分軽減額6項, 減分軽減額7項, 減分軽減棟数1項, 減分軽減棟数2項, 減分軽減棟数5項, 減分軽減棟数6項, 減分軽減棟数7項, 減分軽減義務者数1項, 減分軽減義務者数2項, 減分軽減義務者数5項, 減分軽減義務者数6項, 減分軽減義務者数7項, 地軽減額, 増分土地軽減筆数, 増分土地軽減義務者数, 減分土地軽減額, 減分土地軽減筆数, 減分土地軽減義務者数, 本月末固定減免額, 本月末都市減免額, 本月末合計減免額, 増分固定減免額, 増分都市減免額, 増分合計減免額, 減分固定減免額, 減分都市減免額, 減分合計減免額, 本月末固定土地減免額1, 本月末固定土地減免額2, 本月末固定土地減免額3, 本月末固定土地減免額4, 本月末固定土地減免額5, 本月末固定土地減免額6, 本月末固定土地減免額7, 本月末固定土地減免額8, 本月末固定土地減免額9, 本月末固定土地減免額10, 本月末固定土地減免額11, 本月末固定土地減免額12, 本月末固定土地減免額13, 本月末固定土地減免額14, 本月末固定土地減免額15, 本月末固定土地減免額16, 本月末固定土地減免額17, 本月末固定土地減免額18, 本月末固定土地減免額19, 本月末固定土地減免額20, 本月末固定土地減免額21, 本月末固定土地減免額22, 本月末固定土地減免額23, 本月末固定土地減免額24, 本月末固定土地減免額25, 本月末固定土地減免額26, 本月末固定土地減免額27, 本月末固定土地減免額28, 本月末固定土地減免額29, 本月末固定土地減免額30, 本月末固定土地軽減額, 本月末固定土地軽減筆数,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

本月末期別税額1期, 本月末期別税額2期, 本月末期別税額3期, 本月末期別税額4期, 本月末期別税額随時, 増分期別税額1期, 増分期別税額2期, 増分期別税額3期, 増分期別税額4期, 増分期別税額随時, 減分期別税額1期, 減分期別税額2期, 減分期別税額3期, 減分期別税額4期, 減分期別税額随時, 本月末期別義務者数1期, 本月末期別義務者数2期, 本月末期別義務者数3期, 本月末期別義務者数4期, 本月末期別義務者数随時, 増分期別義務者数1期, 増分期別義務者数2期, 増分期別義務者数3期, 増分期別義務者数4期, 増分期別義務者数随時, 減分期別義務者数1期, 減分期別義務者数2期, 減分期別義務者数3期, 減分期別義務者数4期, 減分期別義務者数随時, 本月末償却資産課税額1, 本月末償却資産課税額2, 本月末償却資産義務者数, 増分償却資産課税額1, 増分償却資産課税額2, 増分償却資産義務者数, 減分償却資産課税額1, 減分償却資産課税額2, 減分償却資産義務者数, 本月末償却資産減免額, 増分償却資産減免額, 減分償却資産減免額, 本月末償却資産年税額, 増分償却資産年税額, 減分償却資産年税額, 本月末償却資産年税額義務者数, 増分償却資産年税額義務者数, 減分償却資産年税額義務者数, 本月末償却期別税額1期, 本月末償却期別税額2期, 本月末償却期別税額3期, 本月末償却期別税額4期, 本月末償却期別税額随時, 増分償却期別税額1期, 増分償却期別税額2期, 増分償却期別税額3期, 増分償却期別税額4期, 増分償却期別税額随時, 減分償却期別税額1期, 減分償却期別税額2期, 減分償却期別税額3期, 減分償却期別税額4期, 減分償却期別税額随時, 本月末償却期別義務者数1期, 本月末償却期別義務者数2期, 本月末償却期別義務者数3期, 本月末償却期別義務者数4期, 本月末償却期別義務者数随時, 増分償却期別義務者数1期, 増分償却期別義務者数2期, 増分償却期別義務者数3期, 増分償却期別義務者数4期, 増分償却期別義務者数随時, 減分償却期別義務者数1期, 減分償却期別義務者数2期, 減分償却期別義務者数3期, 減分償却期別義務者数4期, 減分償却期別義務者数随時, 単共区分, 採番番号, 共有理由, 共有人数, 共有構成員宛名コード, 共有構成員持分コード, 共有構成員送付先コード, 共有連番, 共有代表者区分, 持分判定, 共有持分分子, 共有持分分母, 共有構成員異動理由, 共有構成員異動年月日, 採番区分, 物件番号, 登記受付日, 原因日付, 原因事由, 代表者区分, 登記住所, 登記氏名, 登録連番, 異動増減区分, 異動元登記氏名, 異動持分分子, 異動持分分母, 最終持分分子, 最終持分分母, 対象期間開始, 対象期間終了, 予備フラグ1, コードID, コード一覧表示順, コード値, コード名称, カナ名称, 系統区分1, 系統区分2, 系統区分3, 系統区分4, 系統区分5

(収納・滞納)

市区コード, 調定年度, 税目コード, 通知書番号, 事業年度開始日, 申告区分, 申告連番, 課税年度, 宛名コード, 送付先連番, 所在地, 市内外コード, 公称町コード, 車両コード, 車両更新履歴番号, 法人税割額, 均等割額, 事業年度終了日, 申告基準日, 申告年月日, 確定申告日, 更正請求日, 更正決定通知日, 指定納期限, 低率終了日, 除算期間開始日, 除算期間終了日, 申告基礎区分, 申告基礎年月日, 国税申告期限, 延長申告期限, 納期特例フラグ, 更正回数, 最終調定履歴順番, 収納異動連番, 課税課更正日, 課税課更正事由, 更正異動区分, 処理事由, 職員番号, タイムスタンプ日付, タイムスタンプ時刻, 期別順番, 期別, 調定日, 納期限, 変更納期限, 法定納期限等, 本税調定額, 延滞金調定額, 加算金区分, 加算金調定額, 本税収入額, 延滞金収入額, 加算金収入額, 本税未処理額, 延滞金未処理額, 加算金未処理額, 本税処理済額, 延滞金処理済額, 加算金処理済額, 振替不能理由, 最新領収日, 最新収入日, 督促発行日, 執行停止日, 収入回数, 還付回数, 充当回数, 組替回数, 督促回数, 催告回数, 繰上徴収回数, 納付委託回数, 分割納付回数, 徴収猶予回数, 延滞金減免回数, 差押回数, 参加差押回数, 交付要求回数, 換価猶予回数, 執行停止回数, 時効中断回数, 配当回数, 現金領収回数, 通知公示フラグ, 還付充当フラグ, 督促停止フラグ, 催告停止フラグ, 別決フラグ, 滞納管理フラグ, 延滞金確定フラグ, 延滞金繰越フラグ, 不納欠損フラグ, 不納欠損年月日, 時効予定日, 最終収納履歴連番, 履歴順番, 更正日, 更正事由, 新納期限, 新本税調定額, 新加算金区分, 新加算金調定額, 新延滞金調定額, 歳入年度, 現年滞繰区分, 収納履歴連番, 出納区分, 収納履歴種別, 領収日, 収入日, 帳票コード, 銀郵別コード, 機関コード, バッチ番号, 口座番号, 銀行コード, 支店コード, 入力区分, 本税過誤納額, 延滞金過誤納額, 加算金過誤納額, 本税内訳収入額1, 本税内訳収入額2, 還付一市区コード, 還付一市区コード, 還付一税目コード, 還付一連番, 還付一内訳連番, 充当一市区コード, 充当一調定年度, 充当一税目コード, 充当一通知書連番, 充当一事業年度開始日, 充当一申告区分, 充当一申告連番, 充当一課税年度, 充当一期別, 整理番号, 過誤納市区コード, 過誤納年度, 過誤納税目コード, 過誤納連番, 特徴個人コード, 過誤納処理済区分, 還付充当区分, 過誤納発生日, 過誤納事由, 所得税更正日, 自動還付停止日, 過誤納整理日, 決議日, 通知書発行日, 決議書発行日, 還付支払日, 還付支払方法, 還付先宛名コード, 金融機関コード, 店舗コード, 口座区分コード, 口座種別コード, 口座番号, 口座名義人カナ, 口座名義人, 支払期間開始, 支払期間終了, 除算期間開始, 除算期間終期, 還付加算金計算方法, 還付加算金, 時効年月日, 強制還付フラグ, 通知書区分, 最終整理連番, 過誤納内訳連番, 歳入歳出区分, 本税還付額, 延滞金還付額, 加算金還付額, 還付加算金還付額, 本税充当額, 延滞金充当額, 加算金充当額, 還付加算金充当額, 還付一加算金計算始期, 還付一加算金計算終期, 還付一控除期間始期1, 還付一控除期間終期1, 還付一控除期間始期2, 還付一控除期間終期2, 還付一加算金計算日数, 還付一加算金本税, 還付一加算金延滞金, 還付一加算金加算金, 充当一加算金計算始期, 充当一加算金計算終期, 充当一控除期間始期1, 充当一控除期間終期1, 充当一控除期間始期2, 充当一控除期間終期2, 充当一加算金計算日数, 充当一加算金本税, 充当一加算金延滞金, 充当一加算金加算金, 過誤納整理連番, 還付充当宛名コード, 充当一市区コード, 充当一調定年度, 充当一税目コード, 充当一通知書連番, 充当一事業年度開始日, 充当一事業年度終了日, 充当一申告区分, 充当一申告連番, 充当一期別, 充当一期別順番, 充当一課税年度, 消込済フラグ, 消込済日, 仮収納区分, 更正番号, エラー区分, 更正前-市区コード, 更正前-調定年度, 更正前-調定区分, 更正前-税目コード, 更正前-通知書番号, 更正前-事業年度開始日, 更正前-事業年度終了日, 更正前-申告区分, 更正前-申告連番, 更正前-期別, 更正前-本税収入額, 更正前-延滞金収入額, 更正前-加算金収入額, 更正前-別決区分, 更正後-市区コード, 更正後-調定年度, 更正後-調定区分, 更正後-税目コード, 更正後-通知書番号, 更正後-事業年度開始日, 更正後-事業年度終了日, 更正後-申告区分, 更正後-申告連番, 更正後-期別, 更正後-本税収入額, 更正後-延滞金収入額, 更正後-加算金収入額, 更正後-別決区分, 督促手数料, 更正区分, 消込番号, 市民税額, 県民税額, 人数, 異動日, 異動事由, 記事管理連番, レコード区分, 記事内容01, 記事内容02, 記事内容03, 記事内容04, 記事内容05, 記事内容06, 記事内容07, 記事内容08, 記事内容09, 記事内容10, 記事内容11, 記事内容12, 記事内容13, 記事内容14, 記事内容15, 登録日, 所在区コード, 管区コード1, 担当係コード1, 担当者コード1, 管区コード2, 担当係コード2, 担当者コード2, 異動管区コード1, 異動担当係コード1, 異動担当者コード1, 異動管区コード2, 異動担当係コード2, 異動担当者コード2, 年度, 管区コード, 担当係コード, 担当者コード, 担当係名, 担当者名,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

役職コード、内線番号、予備、代表宛名コード、関連者連番、関連宛名コード、同一フラグ、関連事由コード、設定日、氏名カナ、氏名漢字、住所漢字、方書漢字、郵便番号、電話番号、優先フラグ、送付先登録日、送付先開始日、送付先終了日、備考、代表氏名カナ、代表氏名漢字、代表生年月日、変更日、担当管区コード-新、担当係コード-新、担当者コード-新、担当管区コード-旧、担当係コード-旧、担当コード-旧、滞納個人連番、担当区分、現年一件数、現年一本税未納額、現年一延滞金未納額、現年一加算金未納額、繰越一件数、繰越一本税未納額、繰越一延滞金未納額、繰越一加算金未納額、合計一件数、合計一本税未納額、合計一延滞金未納額、合計一加算金未納額、滞納者区分、滞納整理区分、滞納原因コード、職業コード、事業所コード、連絡先区分、連絡先名称、連絡先電話番号、最終記事連番、繰上徴収件数、納付委託件数、分割納付件数、徴収猶予件数、延滞金減免件数、差押件数、参加差押件数、交付要求件数、破産件数、配当件数、充当件数、換価猶予件数、執行停止件数、執行欠損件数、時効中断件数、分納履行件数、市町村照会件数、預金照会件数、保険照会件数、給与照会件数、滞納整理日、管区コード-旧、担当変更日、退避一件数、退避一本税未納額、退避一延滞金未納額、退避一加算金未納額、作成日、本税繰越額、延滞金繰越額、加算金繰越額、処分フラグ、執行停止フラグ、処分区分、調査番号、処分状態、本税処分額、延滞金処分額、加算金処分額、期別件数、延滞金計算日、処分内容、処分連番、記事連番、記事詳細連番、予定日、交渉日、入力日、記事コード1、記事コード2、記事内容、記入管区コード、記入担当係コード、記入担当者コード、承認区分、担当コード、回数、指定期日、証券種類、証券番号、本税分納額、延滞金分納額、加算金分納額、受付日、受付番号、支払期日、券面額、支払人、支払場所、振出日、振出人氏名、振出人住所、取立費用、解除日、解除事由、返却日、組戻事由、組戻日、返送日、公示送達フラグ、公示日、判明事由コード、判明日、督促フラグ、督促停止日、督促停止事由、督促停止取消日、不着区分、催告停止種類、催告停止日、催告停止事由、催告停止取消日、催告発行種類、滞納受種類、催告発行日、指定納付日、催告納期限、本税催告額、延滞金催告額、加算金催告額、発行取消日、停止一担当係コード、停止一担当者コード、統計取り込み済、物件種類、公売代金振替件数、公売代金振替額、不明金振替件数、不明金振替額、区内更正減件数、区内更正減額、年度更正減件数、年度更正減額、区間更正減件数、区間更正減額、年度区間更正減件数、年度区間更正減額、口座還付戻出件数、口座還付戻出額、前渡還付戻出件数、前渡還付戻出額、歳出充当支出件数、歳出充当支出額、口座還付歳出件数、口座還付歳出額、前渡還付歳出件数、前渡還付歳出額、実績年月、累計区分、集計種類、集計内訳、発生人数、発生件数、発生本税額、発生延滞金額、発生加算金額、収入人数、収入本税額、収入延滞金額、収入加算金額、更正人数、更正件数、更正本税額、更正延滞金額、更正加算金額、執行停止人数、執行停止本税額、執行停止延滞金額、執行停止加算金額、不納欠損人数、不納欠損本税額、不納欠損延滞金額、不納欠損加算金額、手持人数、手持件数、手持本税額、手持延滞金額、手持加算金額、変動日、変動本税額、変動延滞金額、変動加算金額、繰上徴収、納付委託、納付誓約、徴収猶予、延滞金減免、差押、参加差押、交付要求、換価猶予、執行停止、お知らせ無フラグ、番号ID、番号キー、最終番号、日付ID、最終日付、適用開始日、適用終了日、前営業日、取扱区分、納付額、振替日、振替不納通知日、出力済フラグ、四季報番号、法人番号、事業年度、事業月、判定、経常利益、利益、端末ID、バーコード情報、再発行区分

(事業所税)

タイムスタンプ日付、タイムスタンプ時刻、ワークステーションID、処理事由コード、利用者ID、宛名コード、登録年月日、消滅年月日、納付番号、決算月1、決算日1、決算月2、決算日2、レコード区分、担当者番号、区、公称町、番地、号番、枝番、主たる事業所方書、明細枚数-2号、明細枚数-3号、明細枚数-4号、明細枚数-5号、明細枚数-減免申請書、事業所総床面積、資産割免税点区分、従業者割免税点区分、申告書発送有無フラグ、案内文発送有無フラグ、納付書発送有無フラグ、調査情報、課税年度、課税区分、連番、チェックデジット、申告連番、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、事業年度算定期間、申告区分、収納異動連番、処理年月日、受付年月日、調定年度、調定年月、資産割免税点判定、事業所床面積①、事業所床面積②、非課税事業所床面積③、非課税事業所床面積④、控除事業所床面積⑤、控除事業所床面積⑥、課税標準事業所床面積⑦、課税標準事業所床面積⑧、課税標準事業所床面積⑨、資産割額⑩、納付の確定した資産割額⑪、納付すべき資産割額⑫、従業者割免税点判定、従業者数⑬、非課税従業者数⑭、課税対象従業者数⑮、従業者給与総額⑯、非課税従業者給与総額⑰、控除従業者給与総額⑱、課税標準従業者給与総額⑲、従業者割額⑳、納付の確定した従業者割額㉑、納付すべき従業者割額㉒、今回の事業に係る事業所税額㉓、既に納付の確定した事業所税額㉔、事業に係る事業所税額㉕、減免される資産割額㉖、減免される従業者割額㉗、減免される事業所税額㉘、既に確定した減免される事業所税額㉙、申告により減免される事業所税額㉚、減免後事業に係る事業所税額㉛、法定納期限、指定納期限、更正請求日、更正決議日、更正通知日、減免申請日、減免決議日、減免通知日、延滞減免開始日、延滞減免終了日、延滞減免コード、更正理由コード、加算金区分、加算金額、担当区コード、仮更新区分、職権修正フラグ、収納受渡調定額、通知書更正理由、調査内容、非課税面積1、非課税面積コード1、非課税給与額1、非課税給与人数1、非課税給与コード1、非課税面積2、非課税面積コード2、非課税給与額2、非課税給与人数2、非課税給与コード2、非課税面積3、非課税面積コード3、非課税給与額3、非課税給与人数3、非課税給与コード3、非課税面積4、非課税面積コード4、非課税給与額4、非課税給与人数4、非課税給与コード4、非課税面積5、非課税面積コード5、非課税給与額5、非課税給与人数5、非課税給与コード5、非課税面積6、非課税面積コード6、非課税給与額6、非課税給与人数6、非課税給与コード6、特例面積1、特例面積コード1、特例給与額1、特例給与人数1、特例給与コード1、特例面積2、特例面積コード2、特例給与額2、特例給与人数2、特例給与コード2、特例面積3、特例面積コード3、特例給与額3、特例給与人数3、特例給与コード3、特例面積4、特例面積コード4、特例給与額4、特例給与人数4、特例給与コード4、特例面積5、特例面積コード5、特例給与額5、特例給与人数5、特例給与コード5、減免対象床面積、減免対象給与額、減免面積1、減免面積コード1、減免給与額1、減免人数1、減免給与コード1、減免面積2、減免面積コード2、減免給与額2、減免人数2、減免給与コード2、減免面積3、減免面積コード3、減免給与額3、減免人数3、減免給与コード3、減免面積4、減免面積コード4、減免給与額4、減免人数4、減免給与コード4、翌年度増面積、翌年度減面積、家屋番号-家調、家屋番号-町コード、家屋番号-街区号、家屋番号-本番、家屋番号-枝番、家屋番号-小番、家屋番号-支号、家屋番号-棟番、更新年月年月、住居表示-区、住居表示-公称町、住居表示-番地、住居表示-号番、住居表示-枝番、家屋の名称、防火対象物項番、構造、家屋の延床面積、事業所専用床面積、居住専用床面積、延共用床面積、非課税共用床面積、按分共用床面積、消防用非課税、防火施設全部、防火施設半分、4項以外非課税、申告宛名コード、申告年月日、申告入力情報コード、申告応答者、申告電話番号、申告者情報、使用宛名コード、使用宛名コード連番、みなし区分、専用床面積、共用床面積、合計面積、階数、使用開始年月日、変更年月日、退出年月日、使用入力情報コード、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

申告情報年月日, 再貸借コード, 再貸借宛名コード, 使用者情報, グループコード, グループ名, 宛名コード1, 面積1, 従業者数1, 情報日1, 情報元コード1, 宛名コード2, 面積2, 従業者数2, 情報日2, 情報元コード2, 宛名コード3, 面積3, 従業者数3, 情報日3, 情報元コード3, 宛名コード4, 面積4, 従業者数4, 情報日4, 情報元コード4, 宛名コード5, 面積5, 従業者数5, 情報日5, 情報元コード5, 宛名コード6, 面積6, 従業者数6, 情報日6, 情報元コード6, 宛名コード7, 面積7, 従業者数7, 情報日7, 情報元コード7, 宛名コード8, 面積8, 従業者数8, 情報日8, 情報元コード8, 宛名コード9, 面積9, 従業者数9, 情報日9, 情報元コード9, 宛名コード10, 面積10, 従業者数10, 情報日10, 情報元コード10, 宛名コード11, 面積11, 従業者数11, 情報日11, 情報元コード11, 宛名コード12, 面積12, 従業者数12, 情報日12, 情報元コード12, 宛名コード13, 面積13, 従業者数13, 情報日13, 情報元コード13, 宛名コード14, 面積14, 従業者数14, 情報日14, 情報元コード14, 宛名コード15, 面積15, 従業者数15, 情報日15, 情報元コード15, 宛名コード16, 面積16, 従業者数16, 情報日16, 情報元コード16, 宛名コード17, 面積17, 従業者数17, 情報日17, 情報元コード17, 宛名コード18, 面積18, 従業者数18, 情報日18, 情報元コード18, 宛名コード19, 面積19, 従業者数19, 情報日19, 情報元コード19, 宛名コード20, 面積20, 従業者数20, 情報日20, 情報元コード20, メモ, 特殊関係人コード, 申告書連番, 現資産割一控除床面積, 現資産割一減免税額, 現資産割一人員, 現従業者割一控除給与額, 現従業者割一減免税額, 現従業者割一人員, 現事業分一減免税額, 現事業分一人員, 過資産割一控除床面積, 過資産割一減免税額, 過資産割一人員, 過従業者割一控除給与額, 過従業者割一減免税額, 過従業者割一人員, 過事業分一減免税額, 過事業分一人員, 現総床面積, 現非課税床面積, 現特例床面積, 現資産割課税標準床面積, 現従業者数, 現非課税従業者数, 現従業者給与総額, 現非課税給与総額, 現特例給与総額, 現従業者割課税標準, 現資産割額, 現資産割人員, 現従業者割額, 現従業者割人員, 現合計税額, 現合計人員, 現資産割減免床面積, 現従業者割減免給与総額, 現資産割減免税額, 現従業者割減免税額, 現合計減免税額, 現資産割減免後床面積, 現従業者割減免後給与総額, 現資産割減免後額, 現資産割減免後人員, 現従業者割減免後額, 現従業者割減免後人員, 現合計税額減免後額, 現合計税額減免後人員, 現月割課税分合計, 現月割課税分新設, 現月割課税分廃止, 現前年度資産割床面積, 現前年度従業者給与額, 現前年度資産割額, 現前年度資産割人員, 現前年度従業者割額, 現前年度従業者割人員, 現前年度合計税額, 現前年度合計人員, 過総床面積, 過非課税床面積, 過特例床面積, 過資産割課税標準床面積, 過従業者数, 過非課税従業者数, 過従業者給与総額, 過非課税給与総額, 過特例給与総額, 過従業者割課税標準, 過資産割額, 過資産割人員, 過従業者割額, 過従業者割人員, 過合計税額, 過合計人員, 過資産割減免床面積, 過従業者割減免給与総額, 過資産割減免税額, 過従業者割減免税額, 過合計減免税額, 過資産割減免後床面積, 過従業者割減免後給与総額, 過資産割減免後額, 過資産割減免後人員, 過従業者割減免後額, 過従業者割減免後人員, 過合計税額減免後額, 過合計税額減免後人員, 義務者数資産従業者, 義務者数資産, 義務者数従業者, 義務者数計, 義務者数免税点以下, 義務者数合計, 貸付入力済件数, 貸付明細件数, 現過少申告加算金10, 現過少申告加算金10件数, 現過少申告加算金5, 現過少申告加算金5件数, 現不申告加算金15, 現不申告加算金15件数, 現不申告加算金5, 現不申告加算金5件数, 現重加算金35, 現重加算金35件数, 現重加算金40, 現重加算金40件数, 過過少申告加算金10, 過過少申告加算金10件数, 過過少申告加算金5, 過過少申告加算金5件数, 過不申告加算金15, 過不申告加算金15件数, 過不申告加算金5, 過不申告加算金5件数, 過重加算金35, 過重加算金35件数, 過重加算金40, 過重加算金40件数

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

項番	提供先(別表第2項第1欄(情報照会者))	提供先における用途(別表第2第2欄(事務))
1	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	四 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	六 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	八 都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	九 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	十六 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	三十五 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	三十七 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	三十八 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	三十九 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	四十 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

項番	提供先(別表第2項第1欄(情報照会者))	提供先における用途(別表第2第2欄(事務))
23	四十二 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	五十四 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	五十七 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	五十八 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	六十一 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	六十二 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	六十三 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
32	六十四 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	六十五 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	六十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	七十 市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	七十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	七十四 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	八十 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	八十四 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	八十七 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

項番	提供先(別表第2項第1欄(情報照会者))	提供先における用途(別表第2第2欄(事務))
43	九十一 厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	九十二 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	九十四 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	百一 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	百二 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	百三 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	百六 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	百七 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	百八 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	百十四 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	百十五 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	百十六 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	百十九 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
市税総合情報システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口において、個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 申請書等は1人につき1通ずつ記載する様式として、申請書等の記載例を窓口で示すなど申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにしている。 3 他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元と内部識別情報等により関連付けを行っておくことで対象者以外の情報を入手できないようにしている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 2 unnecessary書類は受け取らないようにしている。もし、 unnecessary書類を提出された場合は返却している。 3 課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民からの入手においては、賦課の資料となる旨を説明したうえで入手することとしており、不適切に入手することはない。 2 電子データによる入手においては、国税連携及び電子申告の専用回線を介しており、詐取・奪取が行われることはない。 3 紙媒体や電子記録媒体による入手においては、福岡市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。 4 ユーザIDによる識別とパスワード（アルファベット、数字、記号の使用が可能）による認証、利用可能な機能の制限等により、権限を有しない者による目的外の情報登録による入手を防止する。 5 アクセス権限については、職責に応じて分割して定めており、組織の改編や事務分掌の見直しが行われた場合や新たな業務が発生した場合などにアクセス権限の見直しを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・ 窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・ 個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類（身分証明書等）の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑義がある場合は、既に登録された宛名情報の基本4情報と比較することで、確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報を入手する際に、真正性に疑義がある場合は、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行い、正確性を確保している。 2 職権により修正を行う場合には、課税資料など適切な資料に基づき修正を行うとともに、修正の記録を残すようにしている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム及び電子申告・年金特徴システムの専用回線を介して入手しており、入手した電子データは、速やかに市税総合情報システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>2 個人情報に記載されたメモ等は定められた場所に保管し、確実にシュレッダー処理を行う。</p> <p>3 申告書類等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、施錠可能な執務室内の書庫あるいは施錠可能な書庫に保管し、鍵は予め定めた管理者が保管する。</p> <p>4 市税総合情報システムは、市内部の専用回線で接続されており、インターネットと直接接続していない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 統合宛名システムを利用するには、職員証及びパスワードを利用した二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。</p> <p>2 権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみ付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1 市税総合情報システムには、地方税の賦課徴収業務に関係のない情報を保有しない。</p> <p>2 庁内の他のシステムからアクセスできないよう、適切なアクセス制限を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 対象業務のシステムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2 ICカードやパスワードについては福岡市情報セキュリティ共通実施手順等において、適切な管理を行うよう定めている。</p> <p>3 アクセス権限は職責に応じて分割して定めている。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>・ 職員の異動に伴い、所属長が、必要なアクセス権限の種類、アクセス権限が必要な期間の発行・失効管理を適切に行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 各業務に応じたアクセス権限の管理は、サーバ内で行っているため、直接サーバに接続することができない各職員の端末からは変更ができない仕組みとなっている。</p> <p>2 アクセス権限の管理は、システムの所管課のみで行い、一覧表を作成して、組織の改編や事務分掌の見直しが行われた場合、新たな業務が発生した場合などに見直しを行うこととしている。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>・ システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録し、必要に応じて、操作した職員、日時、時間、またアクセスした特定個人情報の内容を確認することができる仕組みとしている。システムの操作履歴については、原則として5年間保管し、必要に応じて確認を行うこととしている。</p>

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 市職員全員を対象に、年に1回「情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 2 システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 3 地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第1項第2号により、守秘義務及び罰則が規定されていることから、システム利用職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 4 職員以外の従業者(委託先等)には、個人情報及び情報資産の取扱いに関する事項について、契約事項に定める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行うことができない仕組みとする。 2 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう職員・委託先等に対し指導する。 3 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について、契約事項に定める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・ システム端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた「情報セキュリティ共通実施手順」により規定されている「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業者、作業内容を記載した作業記録の提出を求め、保管している。	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務以外の目的のための委託業務に係る個人情報及び情報資産の第三者へ提供の制限に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、外部委託に際し、契約明記事項やこれらが遵守されているか等に係る情報セキュリティ管理者との事前協議等の手続きを定めている。</p> <p>受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、委託業務終了時の個人情報及び情報資産の返還、廃棄等に関する事項を契約書等へ明記し、遵守させる旨定めている。</p> <p>受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に報告を求める。また、必要に応じて監査又は検査をする。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p><個人情報・情報資産取扱特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持に関すること ・従業員の監督等に関すること ・作業場所の制限に関する事項 ・収集に関する制限に関する事項 ・使用及び提供に関する制限に関する事項 ・安全確保の措置に関する事項 ・複写、複製又は加工の制限に関する事項 ・再委託の制限に関する事項 ・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項 ・報告及び監査・検査の実施に関する事項 ・事故等発生時の報告に関する事項 ・事故等発生時の公表に関する事項 ・契約の解除に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた「情報セキュリティ共通実施手順」により規定されている「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」により、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨を定めている。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><オンラインシステムによる提供・移転> システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p> <p><一括処理による提供・移転> 提供情報の範囲、条件及び処理の実施時期を記録する。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。</p> <p>「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。</p> <p>ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</p>	
その他の措置の内容	<p>1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 メインとなるコンピュータ(ホストコンピュータ)からの情報引き出しは端末を限定し制限している。</p> <p>3 媒体へのデータ出力(書き込み)についてはシステム上実施できる所属を限定している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた福岡市情報セキュリティ共通実施手順に従い以下のとおり実施している。</p> <p>1 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認したうえで、予め定められた提供機能及び範囲に限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。</p> <p>2 庁外への特定個人情報の提供については、番号法関係法令で定められた提供先に定められた事項についてのみ実施することとし、事前に提供に関する合意書を交わすこととしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>1 提供・移転する情報は、既に納税通知書等で本人に通知した情報のみとし、処理途中の情報を提供・移転しないようにしている。</p> <p>2 庁内の移転については、システム上で他のシステムに移転しているため、誤った相手に移転することはない。</p> <p>3 庁外の提供については、受領書を取り交わして、適切な相手に提供している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 2 接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、予め承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 3 番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 2 統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 2 統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 接続システムの認証は、統合宛名システム接続端末において、職員証及びパスワードを利用した、二要素による認証機能を設けおり、予め承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 2 番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。 3 中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、より安全な通信方法であるVPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 4 統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。 5 操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 各業務システムから中間サーバ宛の情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 2 接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、予め承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかをチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信及び特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、予め承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。 3 操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバと団体については、より安全な通信方法であるVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システムを通して情報提供ネットワークと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信及び特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><本市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムと直接接続できない。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設置し施錠され、サーバーラックの鍵は貸し出ししないため、センターオペレータ立会いでしか開錠できない。 ・データセンターは、耐震構造の建造物となっている。 ・電源に関しては3回線スポットネットワーク受電設備を有しており、全停電に備えて72時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、月1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置></p> <p>大型汎用機のネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。大型汎用機へのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 2 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 3 外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 4 内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法で保管している。なお、賦課徴収業務において、システム上使用されなくなった死者の個人情報は、定期的に削除する仕組みとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を含む個人情報については、既存住基システムとの連携により最新化している。また、既存住基システムに寄らない特定個人情報についても課税資料の入手等により随時最新の状態に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 賦課徴収業務において、システム上使用されなくなった特定個人情報は、定期的に削除する仕組みとしている。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 3 申告書等紙媒体についても、内部で定められた期間を保存したのちシュレッダー処理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p><福岡市における措置> 1 特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 2 評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことを含めて自己点検している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p><本市における措置> 1 福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。 2 取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的を実施している。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<p><福岡市における措置> 1 情報セキュリティ研修について (1) 全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 (2) 新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 (3) 外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (4) 税務部においては、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して、新任税務職員を対象とした集合研修、全税務職員を対象としたeラーニングを実施している。</p> <p>2 情報セキュリティに係る各種周知について (1) 情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 (2) 個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税総合情報システムファイル
公表場所	・ 市ホームページ ・ 総務企画局行政部情報公開室
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 財政局税務部税制課 TEL092-711-4202 FAX092-733-5598
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・ 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、福岡市情報セキュリティに関する規則に基づき定められた福岡市情報セキュリティ共通実施手順に従い、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年9月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。
②実施日・期間	平成30年10月1日～平成30年10月30日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	平成30年11月28日
②方法	福岡市個人情報保護審議会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	公表日	平成27年9月1日	平成28年7月1日	事後	定期見直しに伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	事後	項番に一部記載誤りがあったため修正するものであり、重大な変更に当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 安藤 久義 納税企画課長 上野 幸雄 課税企画課長 尾島 勝彦	税制課長 福山 武 納税企画課長 井上 智之 課税企画課長 堤 真二	事後	項番に一部記載誤りがあったため修正するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村、都道府県)	地方公共団体・地方独立行政法人(地方公共団体情報システム機構(他市町村、都道府県))	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社ベルシステム24	株式会社NTTマーケティングアクト	事前	契約相手方の変更による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	九州総合サービス株式会社, 福岡アドセンター株式会社	九州総合サービス株式会社, 九州西濃運輸株式会社, 株式会社FCCテクノ	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 委託事項8 対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体	紙	事後	記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	電子記録媒体, 紙, eLTAX	紙, eLTAX	事後	提供方法の変更によるものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月), 年金特別徴収中止の通知(毎月)	年金特別徴収税額の通知(7月), 年金特別徴収中止の通知(毎月), 年金特別徴収税額変更通知(毎月)	事後	記載内容を実態に合わせた内容に修正するものであり、提供頻度に変更はなく、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 国民健康保険法第113条の2	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民健康保険法第113条の2	事後	平成28年1月1日からの条例施行に伴い、条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 国民年金法第108条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 国民年金法第108条	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 児童手当法第28条、児童扶養手当法第30条、特別児童手当等の支給に関する法律第37条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童手当法第28条、児童扶養手当法第30条、特別児童手当等の支給に関する法律第37条	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 生活保護法第29条・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 生活保護法第29条・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 児童手当法第28条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 児童手当法第28条	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 公営住宅法第34条, 市営住宅条例第36条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 公営住宅法第34条, 市営住宅条例第36条	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 介護保険法第203条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 介護保険法第203条	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 老人福祉法第36条, 老人福祉法施行令第6条第2号	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 老人福祉法第36条, 老人福祉法施行令第6条第2号	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 移転先	こども未来局子育て支援部子育て支援課	こども未来局子育て支援部運営支援課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	平成28年1月1日からの条例施行に伴い、条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 移転先	こども未来局子育て支援部子育て新制度担当	こども未来局子育て支援部運営支援課	事後	機構整備に伴う所属名称の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	平成28年1月1日からの条例施行に伴い、条例名称の変更を修正するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例 高齢者の医療の確保に関する法律第138条	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 高齢者の医療の確保に関する法律第138条	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づく条例	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	同上
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(追記)	(共通宛名) 消除フラグ, マイナンバー個人番号, マイナンバー付番年月日, 前マイナンバー個人番号, 個人番号チェックバイト (個人市民税) 住所区コード, 消除フラグ, 課税区コード, 自治体コード, 記入フリガナ, 記入生年月日, 合計寄附金額, 団体数, ワンストップ適用判別, 異動日, エラーフラグ, 5団体超過フラグ, 申告書提出フラグ, 重複フラグ	事後	システム改修に伴うファイル記録項目の追加であるため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	Ⅳ その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<本市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。	<本市における措置> 年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。	事後	自己点検方法の記載内容を実態に合わせた内容に修正しただけであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	IV その他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的なチェック方法	<p><本市における措置></p> <p>(1)情報セキュリティ研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。 	<p><本市における措置></p> <p>(1)研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 <p>(2)各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。 	事後	情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	公表日	平成28年7月1日	平成28年8月8日	事後	基礎項目評価書の記載内容変更に伴い公表日を変更するものであり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	《統合宛名システム》 1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	《統合宛名システム》 1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。	事後	統合宛名システムの機能追加に伴う修正。なお、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 848, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)	事後	項番に一部記載誤りがあったため修正するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	7件	事後	委託において、個人番号を利用しないことが判明したため。なお、重大な変更にあらず、提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	九州総合サービス株式会社, 九州西濃運輸株式会社, 株式会社FCCテクノ	株式会社FCCテクノ	事後	契約相手方の変更によるため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 軽自動車税申告書電子データ提供処理業務委託	一般社団法人全国軽自動車協会連合会福岡事務所	記載削除	事後	委託において、個人番号を利用しないことが判明したため。なお、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供移転の有無	移転を行っている(20件)	移転を行っている(17件)	事後	移転先の削除及び修正のため、重要な変更にあたらない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	住宅都市局住宅部住宅管理課	記載削除	事後	データの移転先において、個人番号を利用しないことが判明したため。なお、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10	子ども未来局子ども部子ども家庭課	記載削除	事後	同上
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先16	保健福祉局保健医療部保健予防課	記載削除	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	1 老人医療, 母子家庭等医療助成の資格認定時及び更新時における市民税の課税・非課税判定及び所得額, 控除額, 扶養親族等の確認 2 老人医療限度額認定・標準負担額減額認定の適用時及び更新時における市民税の課税・非課税判定 3 高額療養費(医療費)請求時における市民税の課税・非課税判定及び所得額の確認 4 予算算定時における課税・非課税世帯割合の把握	・ひとり親家庭等医療費助成及び重度障がい者医療費助成の資格認定時及び更新時における市民税の課税・非課税判定及び所得額, 控除額, 扶養親族等の確認 ・高額療養費(医療費)請求時における市民税の課税・非課税判定, 及び所得額の確認	事後	データの移転先における用途の変更が判明したため。なお, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ④移転する情報の対象となる本人の数	100万人以上1000万人未満	10万人以上100万人未満	事後	データの移転先における対象人数の変更が判明したため。なお, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者 ・その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者	・本市に居住する者 ・その他賦課情報がある者のうち上記の用途に必要な者	事後	データの移転先における対象者の範囲の変更が判明したため。なお, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムを利用するには, 各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要であり, 権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は, 番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され, また, 情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで, 事務に必要な情報 への接続もできないよう制限している。	統合宛名システムを利用するには, 職員証及びUSBトークンを利用した, 二要素による認証機能を設けており, 権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は, 番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され, また, 情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで, 事務に必要な情報 への接続もできないよう制限している。	事前	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり, リスクを明らかに軽減する変更のため, 重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	個人情報保護委員会の名称 変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	個人情報保護委員会の名称 変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p>	<p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p>	事前	統合宛名システムを利用する にあたっての認証機能の強化 に伴う修正であり、リスクを明 らかに軽減する変更のため、 重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1 監査 ① 自己点検	<p><本市における措置></p> <p>年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p>	<p><本市における措置></p> <p>・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。 ・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。</p>	事後	点検内容の強化に伴う修正で あり、リスクを明らかに軽減す る変更のため、重要な変更には あたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	IV その他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><本市における措置> 1 情報セキュリティ研修について (1)全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 (2)新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 (3)外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</p> <p>2情報セキュリティに係る各種周知について (1)情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 (2)個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。</p>	<p><本市における措置> 1 情報セキュリティ研修について (1)全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 (2)新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 (3)外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 (4)税務部においては、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して、新任税務職員を対象とした集合研修、全税務職員を対象としたeラーニングを実施している。</p> <p>2 情報セキュリティに係る各種周知について (1)情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。 (2)個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。</p>	事後	税務部での研修内容を追記したものであり、重要な変更にはあたらない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ (別添1)	※ 別添1の変更前図は別紙2に記載	※ 別添1の変更後図は別紙2に記載	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ (別添1) (備考)	① 既存住基システムより住民データを取得する。 ② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が提出される。 ③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。 ④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に納税通知書等を送付する。 ⑤ ホスト常駐外システムに個人番号を含まない課税情報を連携する。 ⑥ 統合宛名システムに課税データを連携するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて他自治体の課税情報等を確認する。 ⑦ 個人から税に関する各種証明書の申請があった場合に、各種証明書を交付する。 ⑧ 納税者が金融機関や電子納税システムなどにより市税の納付を行う。 ⑨ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。	① 業務共通基盤システムを経由して、既存住基システムより住民データを取得する。 ② 住民税の申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料が提出される。 ③ 他自治体へ課税資料を回送する。住登外者の課税通知を送付する。 ④ 個人や特別徴収義務者である企業・年金保険者等に納税通知書等を送付する。 ⑤ ホスト常駐外等システムに課税情報を連携する。 ⑥ 統合宛名システムに課税情報を連携するとともに、情報提供ネットワークシステムを通じて他自治体の課税情報等を確認する。 ⑦ 個人から税に関する各種証明書の申請があった場合に、各種証明書を交付する。 ⑧ 納税者が金融機関や電子納税システムなどにより市税の納付を行う。 ⑨ 納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑩ 税の過少申告等の調査等のため、課税情報の調査資料(法定調書や扶養是正情報等)を受領・送付する。 ⑪ 業務共通基盤システムを経由して、課税情報等を他業務システムへ移転する。また他業務システムからの賦課決定に必要な情報を入力する。 ⑫ 住民基本台帳ネットワークにより、特定個人情報等を照会する。 ⑬ 住民基本台帳ネットワークより照会結果を入力する。 ⑭ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、eLTAXシステムへ格納する。	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 電子申告データの審査と管理 2 電子申請・届出データの審査と管理 3 電子申告データ等の課税資料データの連携 4 特別徴収税額通知データの連携 5 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送 6 国税連携データの受信	1 電子申告データの審査と管理 2 電子申請・届出データの審査と管理 3 電子申告データ等の課税資料データの連携 4 特別徴収税額通知データの連携 5 必要に応じて、課税資料を地方公共団体間で回送 6 国税連携データの受信 7 番号法に基づく本人確認機能	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	追記	業務共通基盤システム	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	追記	1 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 2 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	追記	[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(各業務システム)	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	追記	ホスト常駐外等システム	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	追記	1 市税総合情報システム停止時等における証明発行機能。 2 常駐年度を経過した法定保存対象データの保存及び検索機能。 3 個人市民税課税資料イメージデータの検索機能。 4 課税台帳等照会機能。	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	追記	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○] 税務システム []その他()	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	番号法第19条第1項第7号及び第8号並びに別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2及び第59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	事後	番号法の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 すべての記録項目 別添2 (個人市民税)	※ 変更前は「別紙3」に記載	※ 変更後は「別紙3」に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[○] 評価実施機関内の他部署(市民局区政課、保健福祉局保護課・国民健康保険課・医療年金課・介護福祉課)	[○] 評価実施機関内の他部署(市民局区政課、保健福祉局保護課・国民健康保険課・医療年金課・介護保険課)	事後	重要な変更にあたらない(組織名の変更)
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社FCCテクノ	富士通株式会社	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイズ九州支社	富士通株式会社	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	[再委託する]	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑧再委託の許諾方法	追記	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 ・再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・全部又は大部分の再委託でないこと。 ・再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑨再委託事項	追記	市税総合システムのバックアップ媒体(LTO媒体)保管	事前	データセンタへの移転に伴い、データセンタへの移転前までに提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社パソナ	未定	事前	平成32年1月のホスト移転時点の契約情報のため未決定。 その他の項目の変更であり、決定次第公表するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社NTTマーケティングアクト	未定	事前	平成32年1月のホスト移転時点の契約情報のため未決定。その他の項目の変更であり、決定次第公表するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	NDSデータソリューションズ 株式会社	未定	事前	平成32年1月のホスト移転時点の契約情報のため未決定。その他の項目の変更であり、決定次第公表するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	納税通知書等封入・封かん業務	eLTAXに係るASPサービス運用業務委託	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	納税通知書等の封入・封かん業務	地方税ポータルセンターが提供する電子申告及び国税連携の機能を、LGWAN回線を用いてASPサービスとして提供する。	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	[10万人以上100万人未満]	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	納税義務者	eLTAXシステムを利用して電子データで申告等を行う者。	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	封入・封緘を行う納税通知書に特定個人情報の一部が記載されているため	地方税ポータルシステムとの連携及び、当該連携に係るサーバ等の保守管理を行う上で、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他()	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他(eLtaxシステム)	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社 FCCテクノ	株式会社 NTTデータ	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	[再委託する]	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑧再委託の許諾方法	追記	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・ 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・ 再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 ・ 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・ 全部又は大部分の再委託でないこと。 ・ 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 再委託 ⑨再委託事項	追記	ASPサービス利用における現地等対応作業、問合せ対応。	事前	eLTAXシステム(地方税ポータルシステム)の機能改善に伴い、機能改善前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	追記	ホスト常駐外等システムの保守・運用業務委託	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	追記	常駐外等システムの運用支援及びシステム改修作業等	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	追記	[特定個人情報ファイルの一部]	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	追記	[100万人以上1,000万人未満]	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	追記	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関する者	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	追記	システムの運用や改修を行う過程において、そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ③委託先における取扱者数	追記	[10人未満]	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	追記	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○] その他(既存の常駐外等システム内)	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑤委託先名の確認方法	追記	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	追記	株式会社 オリズン	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 再委託 ⑦再委託の有無 ※	追記	[再委託しない]	事前	当該システムにおいて特定個人情報ファイルを新たに取り扱うため、事前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	追記	共通基盤の運用・保守業務	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	追記	共通基盤に関する運用・保守業務等	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	追記	[特定個人情報ファイルの一部]	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	追記	[100万人以上1,000万人未満]	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者、本市に資産・事業所・家屋敷を有する者、その他賦課徴収に関する者	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	追記	システムの運用を行う過程において、そのシステムが取り扱う特定個人情報ファイルについても取り扱う必要があるもの。	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	追記	[10人未満]	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	追記	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○] その他(既存の共通基盤システム内)	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	追記	福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求により確認することができる。	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	追記	株式会社 日立製作所	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑦再委託の有無 ※	追記	[再委託する]	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑧再委託の許諾方法	追記	委託先から、再委託内容・必要性・期間・再委託先等を明記した申請書を提出させ、再委託先にも委託先同様の個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認を行う。 再委託の承認を行う際は、以下の内容を確認する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 ・再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ・全部又は大部分の再委託でないこと。 ・再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は福岡市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑨再委託事項	追記	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応	事前	業務共通基盤システム開発に伴い、開発前に提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1(別紙1) 提供先における用途(別表第2第2欄(事務)) 50	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の変更に伴う修正。
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7	追記	一般社団法人地方税電子化協議会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	追記	番号法第19条第1項第1号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ②提供先における用途	追記	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ③提供する情報	追記	個人番号, eLTAXシステムにける識別番号(納税者ID), ファイル区分(登録, 削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ④提供する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に対して電子申告等を行った者のうち, 本市にて本人確認を行った者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ⑥提供方法	追記	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) []フラッシュメモリ []紙 [O] その他(eLTAXシステム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ⑦時期・頻度	追記	随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課	保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11	保健福祉局高齢社会部介護福祉課	保健福祉局高齢社会部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18	追記	こども未来局こども部こども発達支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ①法令上の根拠	追記	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ②移転先における用途	追記	1 小児慢性特定疾病医療費支給の認定及び変更の認定事務のうち、自己負担上限月額 of 階層の決定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ③移転する情報	追記	本人の賦課情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ④移転する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ⑥移転方法	追記	[○]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) []フラッシュメモリ []紙 []その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 ⑦時期・頻度	追記	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19	追記	こども未来局こども部こども発達支援課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19 ①法令上の根拠	追記	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19 ②移転先における用途	追記	1 自立支援医療(育成)の支給認定にの申請に係る事実についての審査に関する事務等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19 ③移転する情報	追記	本人の賦課情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先19 ④移転する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関する者のうち上記②の用途に必要な者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ⑥移転方法	追記	[○] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ⑦時期・頻度	追記	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20	追記	保健福祉局健康医療部保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ①法令上の根拠	追記	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ②移転先における用途	追記	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく費用負担等の支給の申請に係る自己負担額の認定等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ③移転する情報	追記	本人の賦課情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ④移転する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ⑥移転方法	追記	[○] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先20 ⑦時期・頻度	追記	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21	追記	保健福祉局健康医療部保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ①法令上の根拠	追記	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ②移転先における用途	追記	1 予防接種法に基づく給付の支給の請求に係る給付額の算定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ③移転する情報	追記	本人の賦課情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ④移転する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に係る者のうち上記②の用途に必要な者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ⑥移転方法	追記	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先21 ⑦時期・頻度	追記	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22	追記	保健福祉局健康医療部保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ①法令上の根拠	追記	福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ②移転先における用途	追記	1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費(指定難病)の支給認定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先22 ③移転する情報	追記	本人の賦課情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先22 ④移転する情報の対象となる本人の数	追記	[1万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先22 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	追記	本市に居住する者, 本市に資産・事業所・家屋敷を有する者, その他賦課徴収に関係する者のうち上記②の用途に必要な者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先22 ⑥移転方法	追記	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年12月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先22 ⑦時期・頻度	追記	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>①保管場所 ※</p>	<p><市税総合情報システムにおける措置></p> <p>市税総合情報システムはホストコンピュータで運用しており、ホストコンピュータの運用を行うCPU室及びオペレート室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。CPU室内及びオペレート室内は常時監視カメラでモニタリングしている。</p> <p>CPU室の記憶装置は床に固定し、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。</p> <p>前日のバックアップデータを別建物で保管し、データ喪失リスクに備えている。</p> <p>市税総合情報システムのサーバについては、福岡市情報セキュリティ共通実施手順IV-3-(1)(機器の設置)及び同(7)管理区域の入退室管理等の規定を満たす本庁マシン室に設置し、床に固定したうえで、停電時も機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。</p> <p>マシン室への入室はICカードとパスワードによる入退室管理を行っている。</p> <p>サーバ等は施錠できるラックに格納したうえで、管理者のID及びパスワードによる認証によりログインすることによって許可されていない第三者による不正操作を防止している。</p> <p>-以下省略-</p>	<p><市税総合情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報とは、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターは、耐震構造の建造物となっている。 ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. データセンター建屋のセキュリティゲート 2. データセンターフロア入口のセキュリティゲート 3. マシン室入口の電子錠(ICカード+生体認証・金属探知機) 4. サーバールームの電子錠 <ul style="list-style-type: none"> ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバールーム内に設置され、それぞれ施錠される。サーバールームの鍵は貸し出ししないため、センターオペレータ立会いでしか開錠できない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープは媒体保管庫に保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地および耐火金庫に保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。 <p>-以下省略-</p>	事前	データセンターへの移転に伴い、データセンターへの移転前までに提出するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置 の内容	1 統合宛名システムを利用するには、職員証 及びUSBトークンを利用した、二要素による認 証機能を設けており、権限を保持しない者は接 続できないようになっている。 2 権限は、番号法に定められた利用事務の所 管課の業務担当職員のみが付与され、また、情 報を利用する事務と事務に必要な情報項目の 対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設 定することで、事務に必要なない情報への接 続もできないよう制限している。	1 統合宛名システムを利用するには、職員証 及びパスワードを利用した二要素による認 証機能を設けており、権限を保持しない者は接 続できないようになっている。 2 権限は、番号法に定められた利用事務の所 管課の業務担当職員のみが付与され、また、 情報を利用する事務と事務に必要な情報項目 の対応付けをあらかじめ統合宛名システム 上で設定することで、事務に必要なない情報へ の接続もできないよう制限している。	事後	重要な変更にあたらない(誤 記載の訂正)
平成30年12月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定 個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス 権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち 出しを制限する。 2 媒体へのデータ出力(書き込み)については システム上実施できる所属を限定している。	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定 個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス 権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち 出しを制限する。 2 メインとなるコンピュータ(ホストコンピ ュータ)からの情報引き出しは端末を限定し制限して いる。 3 媒体へのデータ出力(書き込み)については システム上実施できる所属を限定している。	事前	データセンタへの移転に伴 い、データセンタへの移転前ま でに提出するもの

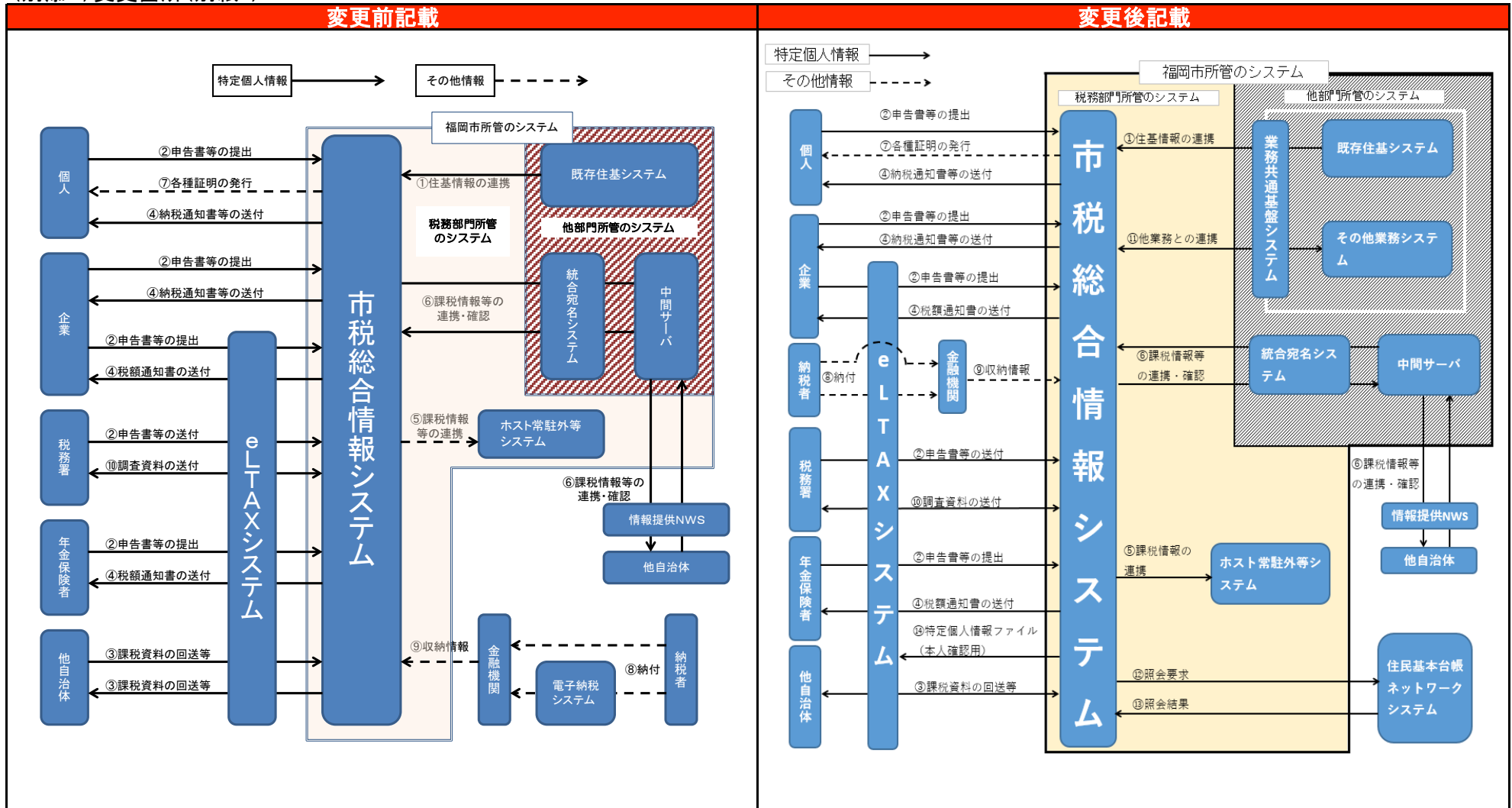
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システム を通して情報提供ネットワークと接続しており、 情報提供ネットワークとは直接接続しないことと している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 接続システムの認証及び統合宛名システ ム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用 した、二要素による認証機能を設けおり、予 め承認されたシステム・職員以外の情報入手を 防止している。</p> <p>-以下省略-</p>	<p><市税総合情報システムにおける措置> 市税総合情報システムは統合宛名システム を通して情報提供ネットワークと接続しており、 情報提供ネットワークとは直接接続しないことと している。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 1 接続システムの認証は、統合宛名システ ム接続端末において、職員証及びパスワード を利用した、二要素による認証機能を設けお り、予め承認されたシステム・職員以外の情 報入手を防止している。</p> <p>-以下省略-</p>	事後	重要な変更にあたらない(誤記載の訂正)
平成30年12月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><本市における措置> CPU室及びオペレート室は入室可能な者を 限定し、入室時にはIDとパスワードで認証して いる。CPU室内及びオペレート室内は常時監 視カメラでモニタリングしている。 CPU室の記憶装置は床に固定し、停電時も 機器が正常終了できるまでの予備電源を確保 している。 前日のバックアップデータを別建物で保管し、 データ喪失リスクに備えている。</p> <p>-以下省略-</p>	<p><本市における措置> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェ ック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、 サーバー設置場所による入室者管理及び監視 カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者 に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止 するため、監視カメラによりサーバー室とサー バー設置場所の入口の間の空間を有人監視 し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を 行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設 置し施錠され、サーバーラックの鍵は貸し出し しないため、センターオペレータ立会いでしか開錠 できない。 ・データセンターは、耐震構造の建造物となっ ている。 ・電源に関しては3回線スポットネットワーク受 電設備を有しており、全停電に備えて72時間以 上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックア ヱプを2世代にわたり毎日設備内において行っ ており、月1回バックアップデータを磁気媒体に暗 号化して出力し、遠隔地保管を行っている。</p> <p>-以下省略-</p>	事前	データセンターへの移転に伴 い、データセンターへの移転前ま でに提出するもの

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	公表日	平成30年12月17日	令和元年6月28日	事後	定期見直しに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	未定	株式会社パソナ	事後	契約相手方の決定による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	未定	株式会社NTTマーケティングアクト	事後	契約相手方の決定による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	未定	NDSデータソリューションズ株式会社	事後	契約相手方の決定による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7	一般社団法人地方税電子化協議会	地方共同法人地方税共同機構	事後	相手方の名称変更による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	保健福祉局総務部国民健康保険課	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	事後	移転先の名称変更による修正のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課	保健福祉局高齢社会部事業者指導課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課	保健福祉局障がい者部障がい企画課, 障がい支援課, 障がい福祉課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課	保健福祉局障がい者部障がい企画課, 障がい支援課, 障がい福祉課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課, 保険医療課	事後	移転先の名称変更による修正のため, 重大な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。

(別添3) 変更箇所(別紙2)



(別添3) 変更箇所(別紙3)

変更前記載	変更後記載
<p>(個人市民税) - 省略 -</p> <p>追記</p>	<p>, 所得割調整市, 所得割調整県, 差引所得割市, 差引所得割県, 減免前所得割市, 減免前所得割県, 年税所得割市, 年税所得割県, 特徴所得割市, 特徴所得割県, 普徴所得割市, 普徴所得割県, 年金税額, 年金所得割市, 年金所得割県, 年金特徴税額, 年金特徴所得割市, 年金特徴所得割県, 外国税額控除市, 外国税額控除県, 減免所得割市, 減免所得割県, 減免均等割市, 減免均等割県, 市ふる里寄附金控除額, 県ふる里寄附金控除額, 市条例等寄附金控除額, 県条例等寄附金控除額, 市条例対象寄附金額, 県条例対象寄附金額, 市ふる里特例控除額, 県ふる里特例控除額, 総合所得総所得市一算出, 総合所得総所得県一算出, 土地等市一算出, 土地等県一算出, 分短一般市一算出, 分短一般県一算出, 分長一般市一算出, 分長一般県一算出, 分長特定市一算出, 分長特定県一算出, 分長軽課市一算出, 分長軽課県一算出, 証券所得市一算出, 証券所得県一算出, 肉売価額市一算出, 肉売価額県一算出, 先物取引市一算出, 先物取引県一算出, 上場株式市一算出, 上場株式県一算出, 分短軽減市一算出, 分短軽減県一算出, 分長軽特市一算出, 分長軽特県一算出, 山林所得市一算出, 山林所得県一算出, 一般株式市一算出, 一般株式県一算出, 上場株等配当所得市一算出, 上場株等配当所得県一算出, 調整控除額市, 調整控除額県, 控除不足額市, 控除不足額県, 減免前均等割市, 減免前均等割県, 年税均等割市, 年税均等割県, 特徴均等割市, 特徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 年金均等割市, 年金均等割県, 年金特徴均等割市, 年金特徴均等割県, 配当控除市, 配当控除県, 住宅借入金特別控除市, 住宅借入金特別控除県, 月割額1, 月割額2, 月割額3, 月割額4, 月割額5, 月割額6, 月割額7, 月割額8, 月割額9, 月割額10, 月割額11, 月割額12, 期割額1, 期割額2, 期割額3, 期割額4, 期割額5, 期割額6, 年金月割額1, 年金月割額2, 年金月割額3, 年金月割額4, 年金月割額5, 年金月割額6, 仮徴収月割額1, 仮徴収月割額2, 仮徴収月割額3, 所得割調整市, 所得割調整県, 差引所得割市, 差引所得割県, 減免前所得割市, 減免前所得割県, 年税所得割市, 年税所得割県, 特徴所得割市, 特徴所得割県, 普徴所得割市, 普徴所得割県, 年金税額, 年金所得割市, 年金所得割県, 年金特徴税額, 年金特徴所得割市, 年金特徴所得割県, 外国税額控除市, 外国税額控除県, 減免所得割市, 減免所得割県, 減免均等割市, 減免均等割県, 市ふる里寄附金控除額, 県ふる里寄附金控除額, 市条例等寄附金控除額, 県条例等寄附金控除額, 市条例対象寄附金額, 県条例対象寄附金額, 市ふる里特例控除額, 県ふる里特例控除額, 総合所得総所得市一算出, 総合所得総所得県一算出, 土地等市一算出, 土地等県一算出, 分短一般市一算出, 分短一般県一算出, 分長一般市一算出, 分長一般県一算出, 分長特定市一算出, 分長特定県一算出, 分長軽課市一算出, 分長軽課県一算出, 証券所得市一算出, 証券所得県一算出, 肉売価額市一算出, 肉売価額県一算出, 先物取引市一算出, 先物取引県一算出, 上場株式市一算出, 上場株式県一算出, 分短軽減市一算出, 分短軽減県一算出, 分長軽特市一算出, 分長軽特県一算出, 山林所得市一算出, 山林所得県一算出, 一般株式市一算出, 一般株式県一算出, 上場株等配当所得市一算出, 上場株等配当所得県一算出, 調整控除額市, 調整控除額県, 控除不足額市, 控除不足額県, 減免前均等割市, 減免前均等割県, 年税均等割市, 年税均等割県, 特徴均等割市, 特徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 普徴均等割市, 普徴均等割県, 年金均等割市, 年金均等割県, 年金特徴均等割市, 年金特徴均等割県, 配当控除市, 配当控除県, 住宅借入金特別控除市, 住宅借入金特別控除県, 月割額1, 月割額2, 月割額3, 月割額4, 月割額5, 月割額6, 月割額7, 月割額8, 月割額9, 月割額10, 月割額11, 月割額12, 期割額1, 期割額2, 期割額3, 期割額4, 期割額5, 期割額6, 年金月割額1, 年金月割額2, 年金月割額3, 年金月割額4, 年金月割額5, 年金月割額6, 仮徴収月割額1, 仮徴収月割額2, 仮徴収月割額3, 住登外課税通知作成日</p>